

上場インデックスファンド TOPIX Ex-Financials

愛称「上場 TOPIX(除く金融)」

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

◆この目論見書により行なう「上場インデックスファンド TOPIX Ex-Financials」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年4月8日に関東財務局長に提出しており、2024年4月9日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	:	2024年4月8日
発行者名	:	日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	:	代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
本店の所在の場所	:	東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）	:	名称 株式会社東京証券取引所
の写しを縦覧に供する場所	:	所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

設定・運用は

日興アセットマネジメント

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	29
第3【ファンドの経理状況】	34
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	84
第三部【委託会社等の情報】	85
約款	144

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

- 上場インデックスファンド TOPIX Ex-Financials (以下「ファンド」といいます。)
- ・愛称として「上場 TOPIX (除く金融)」という名称を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。(以下「受益権」といいます。)
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

30 兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

- 取得申込受付日の基準価額とします。
- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

販売会社は、取得申込者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

- 1,000 ロ以上で販売会社が定める単位
- ※詳しくは、販売会社の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

- 2024 年 4 月 9 日から 2024 年 10 月 8 日までとします。
- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前 9 時～午後 5 時 土、日、祝・休日は除きます。

(9)【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

TOPIX Ex-Financialsに採用されている銘柄の株式に投資を行ない、TOPIX Ex-Financialsの計算方法に従ってポートフォリオを構成し、原則としてそれを維持することにより、基準価額が同指数の動きと高位に連動することをめざします。

※TOPIX Ex-Financialsは、TOPIX(東証株価指数)の算出対象銘柄の中から、「保険業」、「銀行業」、「証券、商品先物取引業」および「その他金融業」の業種に属する銘柄を除いた銘柄を対象に、浮動株調整後の時価総額を指数として算出します。

TOPIX Ex-Financialsは、基準時を平成5年(1993年)7月5日(終値)に置き、その日の時価総額を1,000ポイントとして算出します。

業種の分類には、「証券コード協議会が定める33業種」を用います。

$$\text{TOPIX Ex-Financials} = \frac{\text{算出時の時価総額 (円)}}{\text{基準時の時価総額 (円)}} \times 1,000$$

「TOPIX Ex-Financials」の著作権などについて

- ・ TOPIX Ex-Financialsの指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社(以下「J P X」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIX Ex-Financialsに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。
- ・ J P Xは、TOPIX Ex-Financialsの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX Ex-Financialsの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXに係る標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- ・ J P Xは、TOPIX Ex-Financialsの指数値およびTOPIXに係る標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日のTOPIX Ex-Financialsの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ・ J P Xは、TOPIX Ex-Financialsの指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、J P Xは、TOPIX Ex-Financialsの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・ 当ファンドは、J P Xにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ・ J P Xは、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ・ J P Xは、日興アセットマネジメント株式会社または当ファンドの購入者のニーズをTOPIX Ex-Financialsの指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ・ 以上の項目に限らず、J P Xは当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株 式	MMF	インデックス型
	海外	債 券		
追加型投信	内外	不動産投信	MRF	特殊型
		その他資産 ()	ETF	
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ETF

投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号および第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいいます。

◇インデックス型

目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式 一般	年 1 回	グロ ー バ ル	日 経 225
大型株 中小型株	年 2 回	日 本	
債券 一般	年 4 回	北 米	
公債	年 6 回 (隔月)	欧 州	
社債	年 12 回 (毎月)	ア ジ ア	T O P I X
その他債券 クレジット属性 ()		オ セ ア ニ ア	
不動産投信		中 南 米	
その他資産 ()	日 々	ア フ リ カ	そ の 他 (TOPIX Ex- Financials)
資産複合 ()	そ の 他 ()	中 近 東 (中 東)	
資産配分固定型 資産配分変更型		エ マ ー ジ ン グ	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇株式 一般

当ファンドは、株式に投資を行ないます。「株式 一般」とは、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

◇年 2 回

目論見書または投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

- 1. TOPIX Ex-Financials の動きに連動する投資成果をめざします。**
 - ・ 信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を「TOPIX Ex-Financials」の変動率に一致させることをめざして、原則として「TOPIX Ex-Financials」に採用されている株式に投資を行ないます。
 - ※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。
- 2. 受益権を東京証券取引所に上場しており、取引時間中であればいつでも売買が可能です。**
 - ・ 売買単位は1口単位です。（有価証券届出書提出日現在）
 - ・ 売買手数料は、取扱会社が定めるものによります。
 - ・ 取引方法は原則として株式と同様です。
 - ※詳しくは、取扱会社へお問い合わせください。
- 3. 現金をもって受益権の購入申込みを行ないます。**
 - ・ 購入申込受付日の基準価額による購入となります。
- 4. 解約請求による途中換金をすることができます。**
 - ・ 換金申込受付日の基準価額による換金となります。
- 5. 受益権をもって株式と交換することはできません。**

主な投資制限

- ・ 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ・ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

分配方針

- ・ 信託財産から生ずる配当等収益などから諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

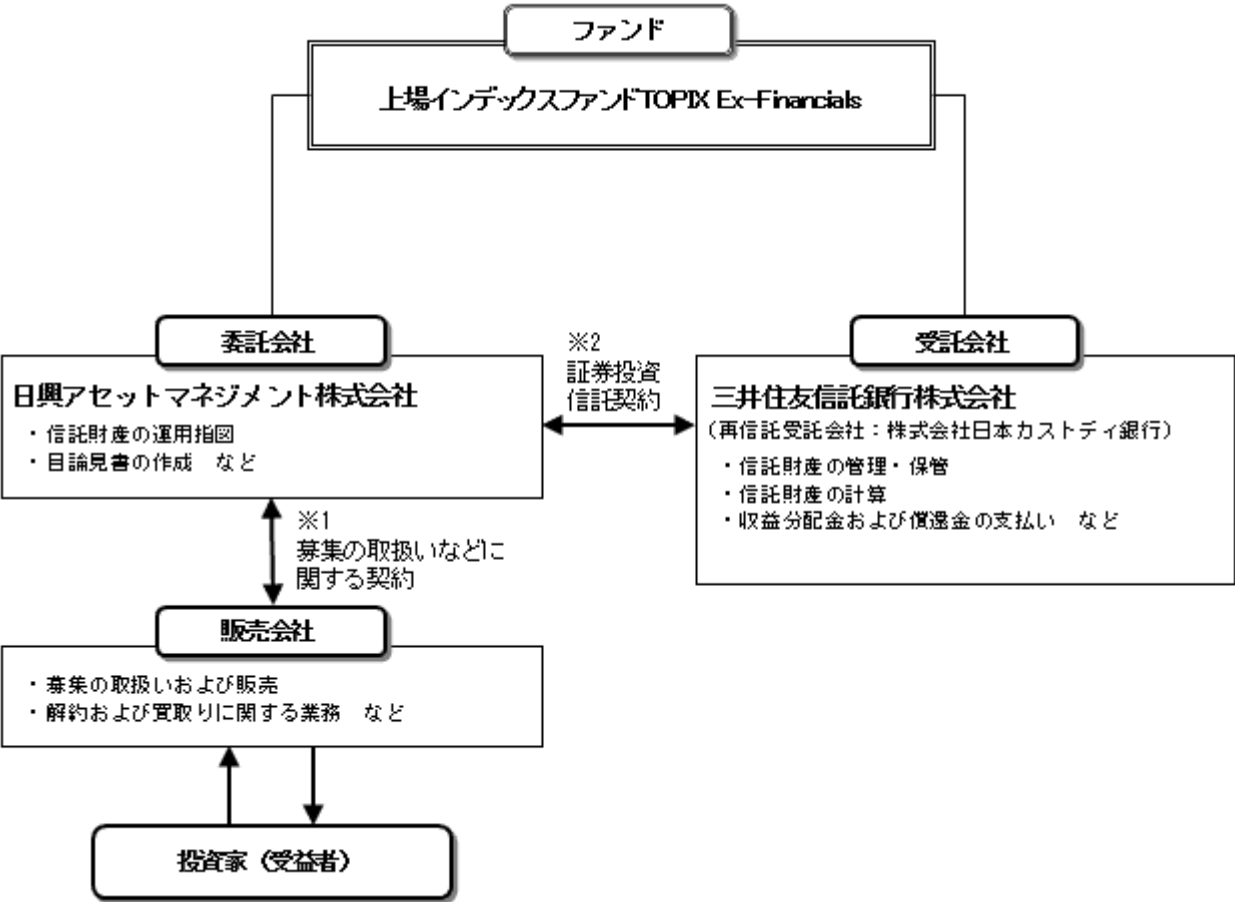
- ④ 信託金限度額
- ・5兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

- 2013年 9月 24日
- ・ファンドの信託契約締結、運用開始
- 2013年 9月 26日
- ・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



- ※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、解約および買取りに関する業務の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- ※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2024年1月末現在）

- 1) 資本金
17,363百万円
- 2) 沿革
1959年：日興証券投資信託委託株式会社として設立
1999年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更
- 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	192,211,000株	97.562%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ・ファンドは、信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を TOPIX Ex-Financials の変動率に一致させることをめざして、TOPIX Ex-Financials に採用されている株式に投資を行ないます。
- ・次に掲げる場合には、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。
 - ①TOPIX Ex-Financials の計算方法が変更された場合
 - ②TOPIX Ex-Financials に採用されている銘柄の変更または資本異動などにより、TOPIX Ex-Financials における個別銘柄の時価総額の修正が行なわれた場合
 - ③追加信託ならびに一部解約の指図を行なう場合
 - ④その他連動性を維持するために委託会社が必要と認めた場合
- ・投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、TOPIX Ex-Financials への連動率を向上させるため、資金動向に応じて約款に定める有価証券指数等先物取引等を行なう場合があります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

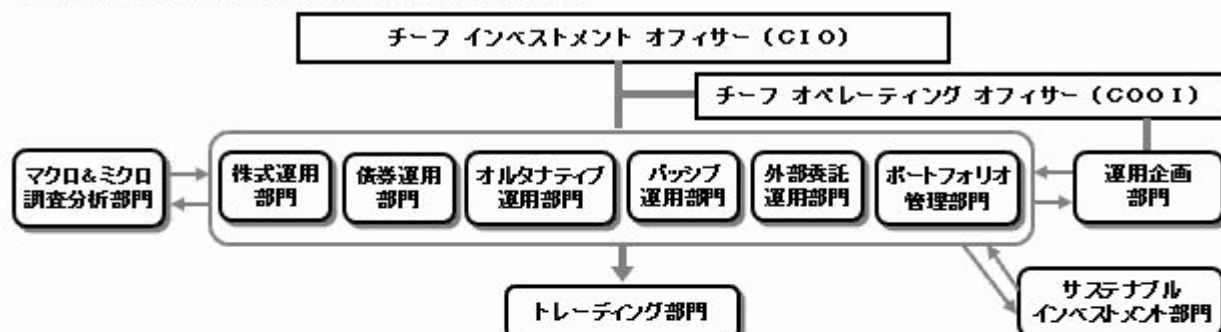
TOPIX Ex-Financials に採用されている銘柄の株式を主要投資対象とします。

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 有価証券
 - 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限りま。）
 - 3) 金銭債権
 - 4) 約束手形
 - 5) 為替手形
- ② 主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
 - 1) 株券または新株引受権証書
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) コマーシャル・ペーパー
 - 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
 - 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 11) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）で12)に定めるもの以外のもの
 - 12) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 - 13) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。）
 - 15) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。）
 - 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 19) 外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの

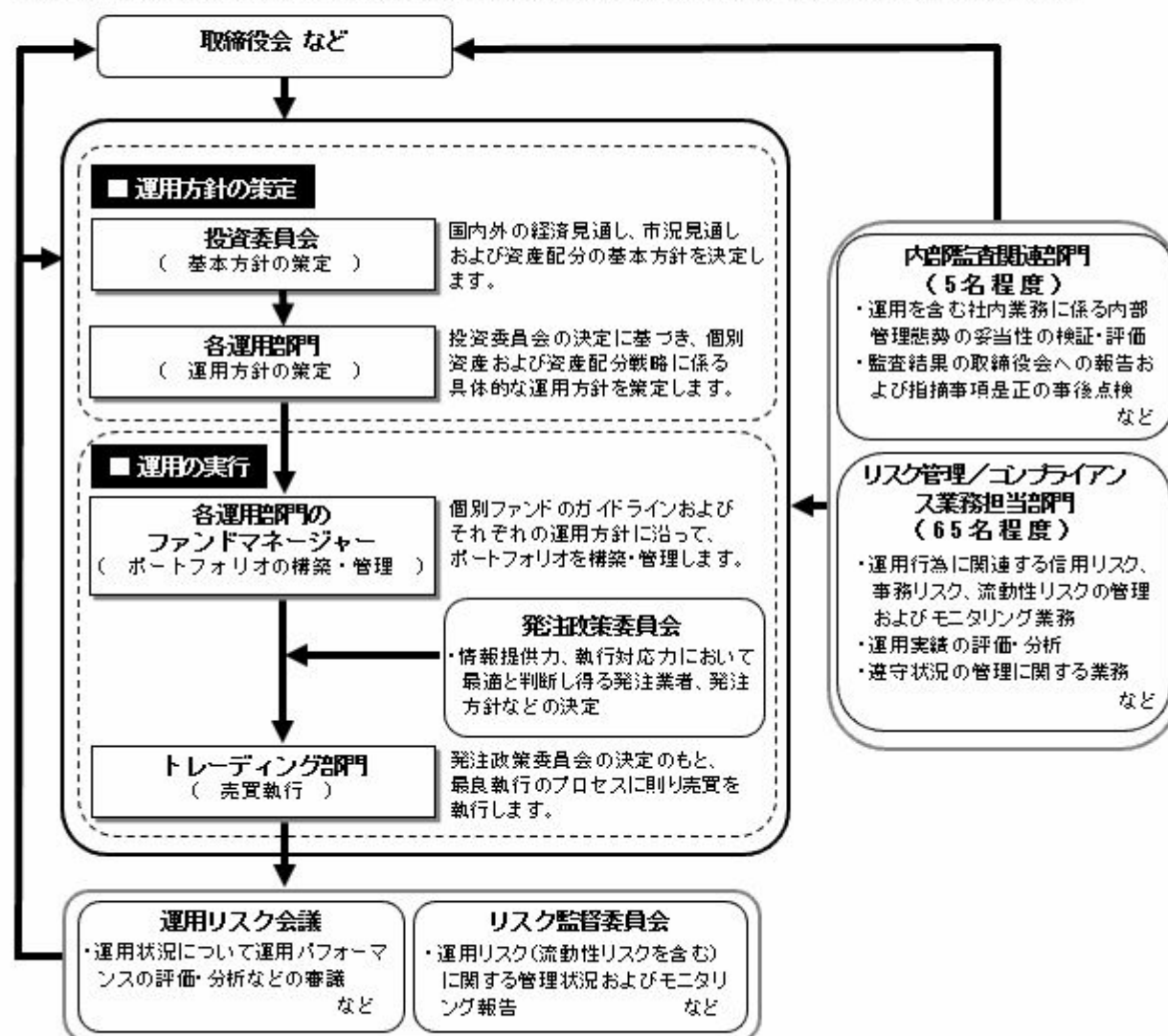
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- ④ 次の取引ができます。
- 1) 信用取引
 - 2) 先物取引等
 - 3) スワップ取引
 - 4) 金利先渡取引
 - 5) 為替先渡取引
 - 6) 有価証券の貸付
 - 7) 公社債の空売
 - 8) 公社債の借入
 - 9) 外国為替予約取引
 - 10) 資金の借入

(3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



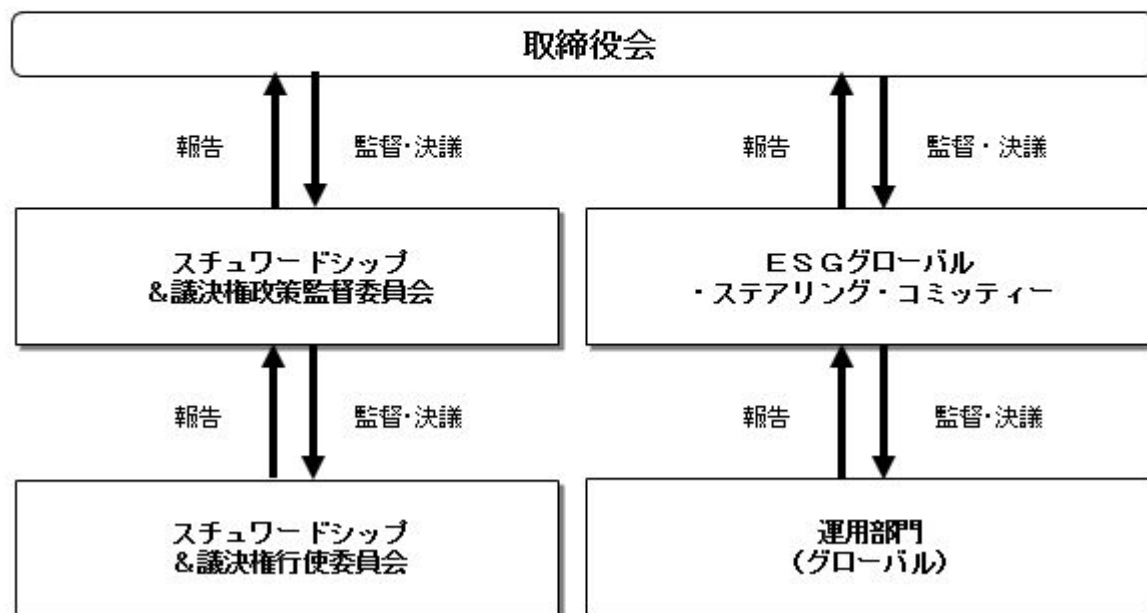
委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は2024年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

- 1) 信託財産から生ずる配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末において諸経費、約款に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、諸経費、約款に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。
- 2) 毎計算期末に信託財産から生じたイ) に掲げる利益の合計額は、ロ) に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。
 - イ) 有価証券売買益（評価益を含む）、先物取引等取引益（評価益を含む）、追加信託差益金、解約差益金
 - ロ) 有価証券売買損（評価損を含む）、先物取引等取引損（評価損を含む）、追加信託差損金、解約差損金

② 収益分配金の支払い

原則として受託会社が、毎計算期間終了後 40 日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
- 3) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の 5 % 以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 6) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 7) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 9) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
 - 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 14) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - 15) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
 - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
 - ハ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
 - 16) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - 17) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- ② 法令による投資制限
- 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に株式を投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

⑤ 有価証券の貸付などにおけるリスク

有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク（取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク）を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

<TOPIX Ex-Financials と基準価額の主な乖離要因>

当ファンドは、基準価額の変動率を TOPIX Ex-Financials の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。

- ・TOPIX Ex-Financials の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- ・組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品貸料が発生すること。
- ・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きと TOPIX Ex-Financials の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

◇ 金融商品取引所で取引される市場価格と基準価額の乖離

当ファンドは東京証券取引所に上場され公に取引されますが、市場価格は、主に当ファンドの需要、当ファンドの運用成果および投資者が代替的な投資と比較して当ファンドが全般的にどの程度魅力的であるか、などの評価に左右されます。したがって、当ファンドの市場価格が、基準価額を下回って取引されるかまたは上回って取引されるかは予測することはできません。

<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取り扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあ

ります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性やインデックスと基準価額が乖離する可能性があります。

- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

```
graph TD; A[取締役会] -- 報告 --> B[リスク監督委員会]; A -- 報告 --> C[コンプライアンス監督委員会]; B -- 監督/改善方針 --> D[リスク管理/コンプライアンス業務担当部門]; C -- 監督/是正指導 --> D; D -- 報告/提案 --> B; D -- 報告/提案 --> C; D -- "評価・分析  
など" --> E[運用リスク会議]; E -- "フィードバック  
改善方針など" --> F[運用部門]; D -- "モニタリング  
是正指導など" --> F;
```

The diagram illustrates the Compliance Management System (CMS) structure. At the top is the **取締役会** (Board of Directors). Below it are two parallel committees: the **リスク監督委員会** (Risk Supervisory Committee) on the left and the **コンプライアンス監督委員会** (Compliance Supervisory Committee) on the right. Both committees report to the Board of Directors. The Risk Supervisory Committee provides supervision and improvement policies, while the Compliance Supervisory Committee provides supervision and corrective guidance. Both committees also receive reports and proposals from the **リスク管理/コンプライアンス業務担当部門** (Risk Management/Compliance Business Department). This department is responsible for risk performance evaluation, analysis, and risk management, as well as monitoring compliance with laws and regulations. It reports to the Board of Directors and provides input to the **運用リスク会議** (Operational Risk Meeting). The Operational Risk Meeting provides feedback and improvement policies to the **運用部門** (Operating Department). The Risk Management/Compliance Business Department also provides monitoring and corrective guidance to the Operating Department.

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

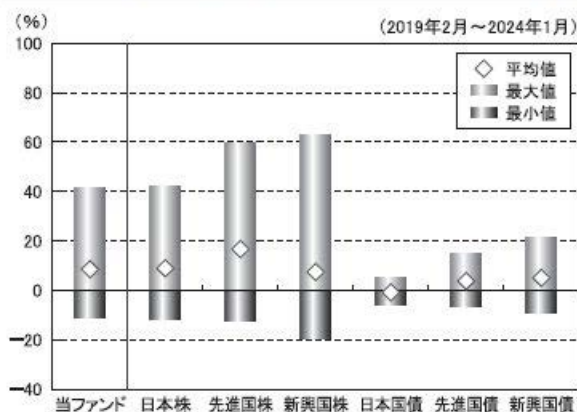
ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行います。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行われるなど、適切に管理・監督を行います。

-16-

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率 (%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	8.7%	9.1%	16.8%	7.6%	-0.7%	3.9%	5.2%
最大値	41.8%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	14.8%	21.5%
最小値	-10.7%	-11.4%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-8.8%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…… TOPIX（東証株価指数）配当込み

先進国株…… MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）

新興国株…… MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債…… NOMURA-BPI国債

先進国債…… FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債…… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド（円ヘッジなし、円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2019年2月 2020年2月 2021年2月 2022年2月 2023年2月

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の10口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2019年2月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

TOPIX（東証株価指数）配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している指数で、その知的財産権は NFRC に帰属します。なお、NFRC は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースィファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社は、取得申込者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

販売会社は、受益者が解約請求を行なうときおよび受益権の買取りを行なうときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※換金手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

② 信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.0968%（税抜 0.088%）以内の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬が税抜 0.088%（有価証券届出書提出日現在）の場合の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率		
合計	委託会社	受託会社
0.088%	0.060%	0.028%

委託会社	委託した資金の運用の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。（以下「実費方式」といいます。）なお、①から⑦までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかるとする諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。

（以下「見積方式」といいます。）ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率 0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

① ファンドの計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用。

- ② 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
- ③ 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
- ④ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑤ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑥ 運用報告書および決算短信など開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑦ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
- ⑧ 格付の取得に要する費用。
- ⑨ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。
- ⑩ 受益権の上場に係る費用。
- ⑪ 「TOPIX Ex-Financials」その他これに類する標章の使用料。

信託財産に関する以下の費用・報酬およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。
- ③ 有価証券の貸付を行なった場合に限り、その対価としての品貸料に 0.55（税抜 0.5）以内（有価証券届出書提出日現在、0.55（税抜 0.5））を乗じて得た貸付有価証券関連報酬。委託会社と受託会社の配分は 4 : 1 とし、信託報酬と同時期に支払います。

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

*売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

1) 受益権の売却時の課税

売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

3) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※確定申告等により、解約時、償還時および売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時、償還時および売却時の差益（譲渡益）、収益分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

す。

※少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 受益権の売却時の課税

受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれ、他の法人所得と合算して課税されます。

3) 解約金および償還金に対する課税

受益権の解約価額および償還価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

4) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2024 年 4 月 8 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【上場インデックスファンドTOPIX Ex-Financials】

以下の運用状況は 2024 年 1 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	2,484,163,260	99.48
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	12,880,322	0.52
合計（純資産総額）		2,497,043,582	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	42,900	2,702.10	115,920,147	3,000.00	128,700,000	5.15
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	5,500	13,170.00	72,435,000	14,695.00	80,822,500	3.24
日本	株式	キーエンス	電気機器	800	60,130.00	48,104,000	66,580.00	53,264,000	2.13
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	1,700	24,347.33	41,390,475	27,865.00	47,370,500	1.90
日本	株式	日立製作所	電気機器	3,800	10,245.00	38,931,000	11,675.00	44,365,000	1.78
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	232,800	173.90	40,485,039	186.30	43,370,640	1.74
日本	株式	三菱商事	卸売業	16,400	2,353.00	38,589,200	2,565.00	42,066,000	1.68
日本	株式	信越化学工業	化学	7,100	5,637.00	40,022,700	5,875.00	41,712,500	1.67
日本	株式	任天堂	その他製品	4,900	7,223.00	35,392,700	8,310.00	40,719,000	1.63
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	5,600	5,891.76	32,993,894	6,752.00	37,811,200	1.51
日本	株式	三井物産	卸売業	6,200	5,443.00	33,746,600	6,031.00	37,392,200	1.50
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	5,900	5,818.00	34,326,200	5,927.00	34,969,300	1.40
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	19,100	1,530.00	29,223,000	1,675.50	32,002,050	1.28
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	6,900	4,288.00	29,587,200	4,362.00	30,097,800	1.21
日本	株式	第一三共	医薬品	6,800	4,031.00	27,410,800	4,423.00	30,076,400	1.20
日本	株式	KDDI	情報・通信業	6,000	4,594.00	27,564,000	4,897.00	29,382,000	1.18
日本	株式	HOYA	精密機器	1,500	16,865.00	25,297,500	18,945.00	28,417,500	1.14
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	3,900	6,080.00	23,712,000	6,460.00	25,194,000	1.01
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	12,600	1,811.00	22,818,600	1,963.50	24,740,100	0.99
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	4,300	5,274.00	22,678,200	5,502.00	23,658,600	0.95
日本	株式	ダイキン工業	機械	900	22,750.00	20,475,000	23,885.00	21,496,500	0.86

日本	株式	村田製作所	電気機器	7,100	2,907.50	20,643,250	3,015.00	21,406,500	0.86
日本	株式	三菱電機	電気機器	8,800	2,029.50	17,859,600	2,203.00	19,386,400	0.78
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	4,700	3,757.00	17,657,900	3,895.00	18,306,500	0.73
日本	株式	丸紅	卸売業	6,900	2,291.00	15,807,900	2,541.50	17,536,350	0.70
日本	株式	住友商事	卸売業	5,000	3,147.00	15,735,000	3,415.00	17,075,000	0.68
日本	株式	SMC	機械	200	75,000.00	15,000,000	82,910.00	16,582,000	0.66
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	2,800	5,645.00	15,806,000	5,856.00	16,396,800	0.66
日本	株式	ディスコ	機械	400	32,920.00	13,168,000	40,380.00	16,152,000	0.65
日本	株式	レーザーテック	電気機器	400	34,010.00	13,604,000	39,780.00	15,912,000	0.64

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.40
		建設業	2.27
		食料品	3.75
		繊維製品	0.39
		パルプ・紙	0.17
		化学	6.65
		医薬品	5.13
		石油・石炭製品	0.52
		ゴム製品	0.79
		ガラス・土石製品	0.88
		鉄鋼	1.10
		非鉄金属	0.74
		金属製品	0.60
		機械	6.10
		電気機器	19.98
		輸送用機器	9.75
		精密機器	2.65
		その他製品	2.73
		電気・ガス業	1.55
		陸運業	3.00
		海運業	1.03
		空運業	0.49
		倉庫・運輸関連業	0.15
		情報・通信業	8.73
		卸売業	8.13
		小売業	4.74
		不動産業	2.17
		サービス業	4.80
		合 計	

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所 取引価格（円）
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
第2計算期間末（2014年7月8日）	48,298	48,388	1,075.3	1,077.3	1,078
第3計算期間末（2015年1月8日）	3,671	3,735	1,162.0	1,182.0	1,194
第4計算期間末（2015年7月8日）	3,537	3,567	1,315.2	1,326.2	1,315
第5計算期間末（2016年1月8日）	2,890	2,926	1,210.1	1,225.1	1,207
第6計算期間末（2016年7月8日）	4,933	4,989	1,049.3	1,061.3	1,100
第7計算期間末（2017年1月8日）	5,856	5,901	1,306.9	1,316.9	1,250
第8計算期間末（2017年7月8日）	5,151	5,212	1,358.7	1,374.7	1,300
第9計算期間末（2018年1月8日）	5,983	6,028	1,602.4	1,614.4	1,520
第10計算期間末（2018年7月8日）	20,560	20,687	1,463.0	1,472.0	1,468
第11計算期間末（2019年1月8日）	23,926	24,126	1,313.4	1,324.4	1,319
第12計算期間末（2019年7月8日）	26,476	26,783	1,377.7	1,393.7	1,380
第13計算期間末（2020年1月8日）	31,283	31,577	1,488.8	1,502.8	1,494
第14計算期間末（2020年7月8日）	9,587	9,712	1,381.5	1,399.5	1,430
第15計算期間末（2021年1月8日）	16,501	16,651	1,648.8	1,663.8	1,584
第16計算期間末（2021年7月8日）	42,597	42,696	1,715.3	1,719.3	1,770
第17計算期間末（2022年1月8日）	5,837	6,140	1,694.6	1,782.6	1,869
第18計算期間末（2022年7月8日）	2,089	2,140	1,573.7	1,612.7	1,591
第19計算期間末（2023年1月8日）	835	853	1,526.0	1,558.0	1,614
第20計算期間末（2023年7月8日）	3,155	3,178	1,851.5	1,864.5	1,877
第21計算期間末（2024年1月8日）	2,734	2,765	1,940.2	1,962.2	1,924
2023年1月末日	879	—	1,606.9	—	1,609
2月末日	1,175	—	1,616.2	—	1,615
3月末日	1,844	—	1,665.6	—	1,666
4月末日	2,232	—	1,707.3	—	1,730
5月末日	2,666	—	1,768.7	—	1,768
6月末日	3,233	—	1,897.3	—	1,885
7月末日	3,486	—	1,900.7	—	1,847
8月末日	3,500	—	1,908.2	—	1,910
9月末日	3,292	—	1,898.1	—	1,895
10月末日	3,178	—	1,832.5	—	1,835
11月末日	3,080	—	1,944.2	—	1,937
12月末日	2,742	—	1,946.0	—	1,940

2024 年 1 月 末日	2, 497	—	2, 064. 5	—	2, 019
---------------	--------	---	-----------	---	--------

(注) 計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

②【分配の推移】

期	期間	1 口当たりの分配金 (円)
第 2 期	2014 年 1 月 9 日～2014 年 7 月 8 日	2. 0000
第 3 期	2014 年 7 月 9 日～2015 年 1 月 8 日	20. 0000
第 4 期	2015 年 1 月 9 日～2015 年 7 月 8 日	11. 0000
第 5 期	2015 年 7 月 9 日～2016 年 1 月 8 日	15. 0000
第 6 期	2016 年 1 月 9 日～2016 年 7 月 8 日	12. 0000
第 7 期	2016 年 7 月 9 日～2017 年 1 月 8 日	10. 0000
第 8 期	2017 年 1 月 9 日～2017 年 7 月 8 日	16. 0000
第 9 期	2017 年 7 月 9 日～2018 年 1 月 8 日	12. 0000
第 10 期	2018 年 1 月 9 日～2018 年 7 月 8 日	9. 0000
第 11 期	2018 年 7 月 9 日～2019 年 1 月 8 日	11. 0000
第 12 期	2019 年 1 月 9 日～2019 年 7 月 8 日	16. 0000
第 13 期	2019 年 7 月 9 日～2020 年 1 月 8 日	14. 0000
第 14 期	2020 年 1 月 9 日～2020 年 7 月 8 日	18. 0000
第 15 期	2020 年 7 月 9 日～2021 年 1 月 8 日	15. 0000
第 16 期	2021 年 1 月 9 日～2021 年 7 月 8 日	4. 0000
第 17 期	2021 年 7 月 9 日～2022 年 1 月 8 日	88. 0000
第 18 期	2022 年 1 月 9 日～2022 年 7 月 8 日	39. 0000
第 19 期	2022 年 7 月 9 日～2023 年 1 月 8 日	32. 0000
第 20 期	2023 年 1 月 9 日～2023 年 7 月 8 日	13. 0000
第 21 期	2023 年 7 月 9 日～2024 年 1 月 8 日	22. 0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第 2 期	2014 年 1 月 9 日～2014 年 7 月 8 日	0. 07
第 3 期	2014 年 7 月 9 日～2015 年 1 月 8 日	9. 92
第 4 期	2015 年 1 月 9 日～2015 年 7 月 8 日	14. 13
第 5 期	2015 年 7 月 9 日～2016 年 1 月 8 日	△6. 85
第 6 期	2016 年 1 月 9 日～2016 年 7 月 8 日	△12. 30
第 7 期	2016 年 7 月 9 日～2017 年 1 月 8 日	25. 50
第 8 期	2017 年 1 月 9 日～2017 年 7 月 8 日	5. 19
第 9 期	2017 年 7 月 9 日～2018 年 1 月 8 日	18. 82
第 10 期	2018 年 1 月 9 日～2018 年 7 月 8 日	△8. 14
第 11 期	2018 年 7 月 9 日～2019 年 1 月 8 日	△9. 47
第 12 期	2019 年 1 月 9 日～2019 年 7 月 8 日	6. 11
第 13 期	2019 年 7 月 9 日～2020 年 1 月 8 日	9. 08

第 14 期	2020 年 1 月 9 日～2020 年 7 月 8 日	△6.00
第 15 期	2020 年 7 月 9 日～2021 年 1 月 8 日	20.43
第 16 期	2021 年 1 月 9 日～2021 年 7 月 8 日	4.28
第 17 期	2021 年 7 月 9 日～2022 年 1 月 8 日	3.92
第 18 期	2022 年 1 月 9 日～2022 年 7 月 8 日	△4.83
第 19 期	2022 年 7 月 9 日～2023 年 1 月 8 日	△1.00
第 20 期	2023 年 1 月 9 日～2023 年 7 月 8 日	22.18
第 21 期	2023 年 7 月 9 日～2024 年 1 月 8 日	5.98

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

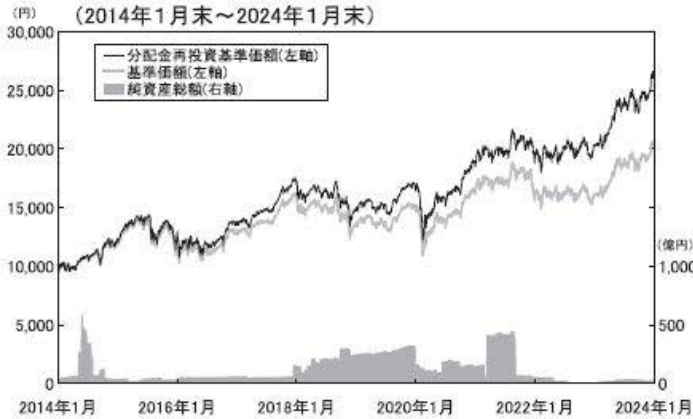
（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 2 期	2014 年 1 月 9 日～2014 年 7 月 8 日	53,096,000	9,580,485
第 3 期	2014 年 7 月 9 日～2015 年 1 月 8 日	4,880,000	46,635,515
第 4 期	2015 年 1 月 9 日～2015 年 7 月 8 日	1,380,000	1,850,000
第 5 期	2015 年 7 月 9 日～2016 年 1 月 8 日	1,189,000	1,490,000
第 6 期	2016 年 1 月 9 日～2016 年 7 月 8 日	2,445,000	132,631
第 7 期	2016 年 7 月 9 日～2017 年 1 月 8 日	0	220,000
第 8 期	2017 年 1 月 9 日～2017 年 7 月 8 日	77,000	767,000
第 9 期	2017 年 7 月 9 日～2018 年 1 月 8 日	0	57,000
第 10 期	2018 年 1 月 9 日～2018 年 7 月 8 日	16,169,713	5,850,000
第 11 期	2018 年 7 月 9 日～2019 年 1 月 8 日	8,038,000	3,875,000
第 12 期	2019 年 1 月 9 日～2019 年 7 月 8 日	1,000,000	0
第 13 期	2019 年 7 月 9 日～2020 年 1 月 8 日	1,865,000	70,000
第 14 期	2020 年 1 月 9 日～2020 年 7 月 8 日	1,914,000	15,986,568
第 15 期	2020 年 7 月 9 日～2021 年 1 月 8 日	7,900,000	4,831,000
第 16 期	2021 年 1 月 9 日～2021 年 7 月 8 日	21,814,000	6,989,000
第 17 期	2021 年 7 月 9 日～2022 年 1 月 8 日	119,000	21,508,000
第 18 期	2022 年 1 月 9 日～2022 年 7 月 8 日	190,000	2,307,000
第 19 期	2022 年 7 月 9 日～2023 年 1 月 8 日	20,000	800,000
第 20 期	2023 年 1 月 9 日～2023 年 7 月 8 日	1,337,000	180,000
第 21 期	2023 年 7 月 9 日～2024 年 1 月 8 日	555,000	850,000

運用実績

2024年1月31日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額20,645 円

純資産総額24.97 億円

※基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の10口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2014年1月末の基準価額を起点として指数化しています。

※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移（税引前、10口当たり）

2022年1月	2022年7月	2023年1月	2023年7月	2024年1月	設定来累計
880 円	390 円	320 円	130 円	220 円	3,840 円

主要な資産の状況

＜資産構成比率＞

組入資産	比率
株式	99.48%
うち先物	0.00%
現金その他	0.52%

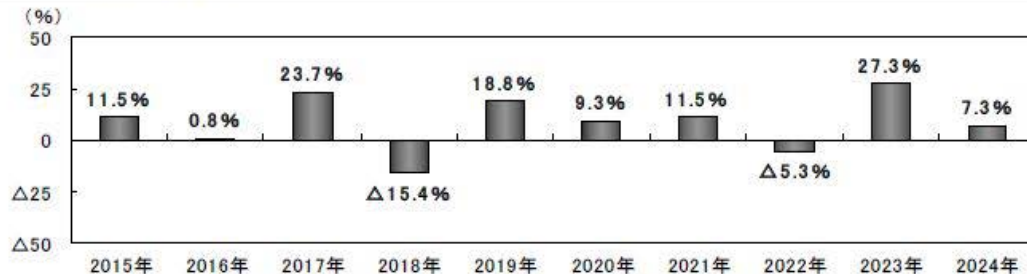
※対純資産総額比です。

＜組入上位10銘柄＞

	銘柄	業種	比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	5.15%
2	ソニーグループ	電気機器	3.24%
3	キーエンス	電気機器	2.13%
4	東京エレクトロン	電気機器	1.90%
5	日立製作所	電気機器	1.78%
6	日本電信電話	情報・通信業	1.74%
7	三菱商事	卸売業	1.68%
8	信越化学工業	化学	1.67%
9	任天堂	その他製品	1.63%
10	伊藤忠商事	卸売業	1.51%

※対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

※2024年は、2024年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

- ・取得申込者は、販売会社所定の方法でお申し込みください。申込時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- ・当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行なう売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

（2）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（3）取扱時間

原則として、午後 2 時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（4）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がファンドの計算期間終了日（決算日）の 2 営業日前以降の 2 営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の 3 営業日前以降の 3 営業日間）に該当する場合は、原則として取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（5）申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（6）申込単位

1,000 口以上で販売会社が定める単位

※詳しくは、販売会社の照会先にお問い合わせください。

（7）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（8）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所*における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

（1）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（2）取扱時間

原則として、午後 2 時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（3）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がファンドの計算期間終了日（決算日）の 2 営業日前以降の 2 営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、解約請求日が当該計算期間終了日の 3 営業日前以降の 3 営業日間）に該当する場合は、原則として解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（4）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(6) 解約手数料

受益者は解約時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。

(7) 解約単位

1,000 口以上 1 口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して 4 営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

＜買取請求による換金＞

- (1) 受益者は、保有する受益権口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、販売会社に当該受益権の買取りを請求することができます。
- (2) 原則として、午後 2 時までに販売会社において所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (3) 受益権の買取価額は、買取請求受付日の基準価額とします。
- (4) 受益者は買取時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- (5) 販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。
- (6) 買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

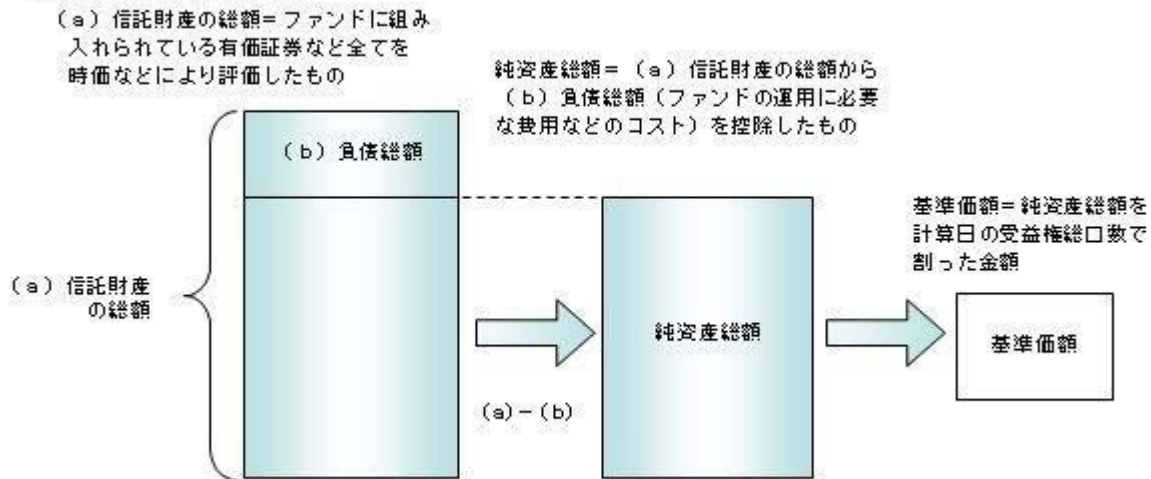
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは 10 口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2013年9月24日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年1月9日から7月8日までおよび7月9日から翌年1月8日までとします。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 純資産総額が5億円を下回るようになった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

- イ) 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
 - ロ) TOPIX Ex-Financials が廃止された場合
 - ハ) TOPIX Ex-Financials の計算方法の変更などに伴って委託会社または受託会社が必要と認めた信託約款の変更が、書面決議の規定を満たさず、信託約款の変更が行なわれないこととなった場合
 - ニ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ホ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ヘ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ト) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- なお、上記イ) について、すべての金融商品取引所において上場が廃止された場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。

4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

原則として受託会社または取扱会社が、信託終了後 40 日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。

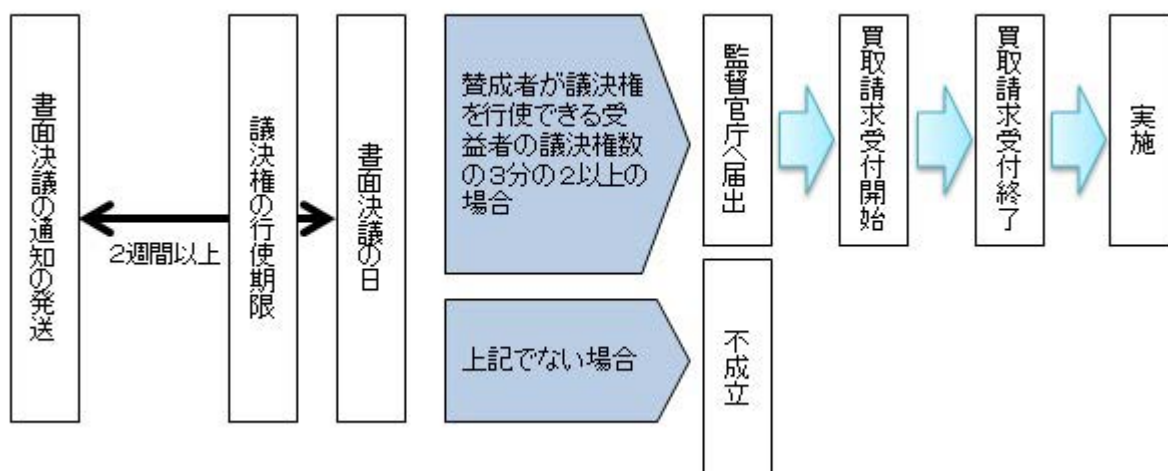
③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・交付は行ないません。

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

- ・名義登録手続きによって受益者を確定し、当該受益者に対して収益分配金の支払いを行ないます。当ファンドの収益分配金は、計算期間終了日現在において、受託会社に名義登録している受益者に支払われます。受益者は、取扱会社を経由して名義登録を行なうことができます。
- ・計算期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの収益分配金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金受領権

- ・信託期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの償還金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(4) 受益権の買取請求権

受益者が保有する受益権の口数の合計が、金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、販売会社に対して、受益権の買取りを請求することができます。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6 ヶ月であるため、財務諸表は 6 ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 21 期計算期間（2023 年 7 月 9 日から 2024 年 1 月 8 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年3月27日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている上場インデックスファンド TOPIX Ex-Financials の2023年7月9日から2024年1月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、上場インデックスファンド TOPIX Ex-Financials の2024年1月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前

提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【上場インデックスファンドTOPIX Ex-Financials】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 20 期 2023 年 7 月 8 日現在	第 21 期 2024 年 1 月 8 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	22,609,627	10,766,996
株式	3,144,153,880	2,721,562,580
未収入金	8,979,490	32,058,790
未収配当金	4,729,233	4,481,420
流動資産合計	3,180,472,230	2,768,869,786
資産合計	3,180,472,230	2,768,869,786
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	22,158,682	31,009,308
未払受託者報酬	289,380	489,723
未払委託者報酬	620,233	1,049,551
未払利息	12	4
その他未払費用	1,513,426	1,590,102
流動負債合計	24,581,733	34,138,688
負債合計	24,581,733	34,138,688
純資産の部		
元本等		
元本	1,704,514,000	1,409,514,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,451,376,497	1,325,217,098
（分配準備積立金）	1,283,828	589,101
元本等合計	3,155,890,497	2,734,731,098
純資産合計	3,155,890,497	2,734,731,098
負債純資産合計	3,180,472,230	2,768,869,786

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 20 期 自 2023 年 1 月 9 日 至 2023 年 7 月 8 日	第 21 期 自 2023 年 7 月 9 日 至 2024 年 1 月 8 日
営業収益		
受取配当金	25,059,108	33,436,541
受取利息	31	9
有価証券売買等損益	351,689,752	153,067,328
その他収益	12,963	12,119
営業収益合計	376,761,854	186,515,997
営業費用		
支払利息	6,519	4,712
受託者報酬	289,380	489,723
委託者報酬	620,233	1,049,551
その他費用	939,628	1,590,102
営業費用合計	1,855,760	3,134,088
営業利益又は営業損失（△）	374,906,094	183,381,909
経常利益又は経常損失（△）	374,906,094	183,381,909
当期純利益又は当期純損失（△）	374,906,094	183,381,909
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	287,986,085	1,451,376,497
剰余金増加額又は欠損金減少額	928,435,000	513,088,000
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	928,435,000	513,088,000
剰余金減少額又は欠損金増加額	117,792,000	791,620,000
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	117,792,000	791,620,000
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	22,158,682	31,009,308
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,451,376,497	1,325,217,098

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	第 20 期 2023 年 7 月 8 日現在	第 21 期 2024 年 1 月 8 日現在
1. 期首元本額	547,514,000 円	1,704,514,000 円
期中追加設定元本額	1,337,000,000 円	555,000,000 円
期中一部解約元本額	180,000,000 円	850,000,000 円
2. 受益権の総数	1,704,514 口	1,409,514 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 20 期 自 2023 年 1 月 9 日 至 2023 年 7 月 8 日	第 21 期 自 2023 年 7 月 9 日 至 2024 年 1 月 8 日
分配金の計算過程 A 当期配当等収益額 25,065,583 円 B 分配準備積立金 226,168 円 C 配当等収益額合計 (A+B) 25,291,751 円 D 経費 1,849,241 円 E 収益分配可能額 (C-D) 23,442,510 円 F 収益分配金額 22,158,682 円 G 次期繰越金 (分配準備積立金) (E-F) 1,283,828 円 H 口数 1,704,514 口 I 分配金額 (10 口当たり) 130 円	分配金の計算過程 A 当期配当等収益額 33,443,957 円 B 分配準備積立金 1,283,828 円 C 配当等収益額合計 (A+B) 34,727,785 円 D 経費 3,129,376 円 E 収益分配可能額 (C-D) 31,598,409 円 F 収益分配金額 31,009,308 円 G 次期繰越金 (分配準備積立金) (E-F) 589,101 円 H 口数 1,409,514 口 I 分配金額 (10 口当たり) 220 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第 20 期 自 2023 年 1 月 9 日 至 2023 年 7 月 8 日	第 21 期 自 2023 年 7 月 9 日 至 2024 年 1 月 8 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引等があります。	同左

	ション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

	第 20 期 2023 年 7 月 8 日現在	第 21 期 2024 年 1 月 8 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第 20 期 (2023 年 7 月 8 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	336, 140, 649
合計	336, 140, 649

第 21 期 (2024 年 1 月 8 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	101, 799, 967
合計	101, 799, 967

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

第 20 期 2023 年 7 月 8 日現在	第 21 期 2024 年 1 月 8 日現在
1 口当たり純資産額 (10 口当たり純資産額)	1 口当たり純資産額 (10 口当たり純資産額)
1, 851.5 円 (18, 515 円)	1, 940.2 円 (19, 402 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	100	3,850.00	385,000	
ニッスイ	1,300	768.70	999,310	
マルハニチロ	200	2,822.50	564,500	
雪国まいたけ	100	935.00	93,500	
サカタのタネ	100	3,910.00	391,000	
ホクト	100	1,755.00	175,500	
住石ホールディングス	100	1,143.00	114,300	
日鉄鉱業	100	5,180.00	518,000	
三井松島ホールディングス	100	2,775.00	277,500	
I N P E X	4,700	1,981.50	9,313,050	
石油資源開発	100	5,550.00	555,000	
K&Oエナジーグループ	100	2,252.00	225,200	
ショーボンドホールディングス	200	6,444.00	1,288,800	
ミライト・ワン	500	1,898.00	949,000	
タマホーム	100	4,060.00	406,000	
日本アクア	100	922.00	92,200	
第一カッター興業	100	1,350.00	135,000	
安藤・間	700	1,164.00	814,800	
東急建設	400	825.00	330,000	
コムシスホールディングス	400	3,153.00	1,261,200	
ビーアールホールディングス	200	365.00	73,000	
高松コンストラクショングループ	100	2,778.00	277,800	
東建コーポレーション	100	9,090.00	909,000	
ヤマウラ	100	1,527.00	152,700	
オリエンタル白石	400	350.00	140,000	
大成建設	800	5,016.00	4,012,800	
大林組	3,200	1,268.00	4,057,600	
清水建設	2,600	962.10	2,501,460	
飛島建設	100	1,409.00	140,900	
長谷工コーポレーション	800	1,913.50	1,530,800	
松井建設	100	863.00	86,300	

鹿島建設	2,000	2,450.00	4,900,000	
不動テトラ	100	2,378.00	237,800	
鉄建建設	100	2,052.00	205,200	
西松建設	200	3,994.00	798,800	
三井住友建設	600	407.00	244,200	
ナカノフドー建設	100	488.00	48,800	
奥村組	100	4,770.00	477,000	
東鉄工業	100	3,090.00	309,000	
富士ピー・エス	100	465.00	46,500	
戸田建設	1,200	933.40	1,120,080	
熊谷組	100	3,660.00	366,000	
矢作建設工業	100	1,393.00	139,300	
ピーエス三菱	100	893.00	89,300	
日本ハウスホールディングス	200	301.00	60,200	
新日本建設	100	1,150.00	115,000	
日本道路	100	2,082.00	208,200	
東亜建設工業	100	3,745.00	374,500	
日本国土開発	200	611.00	122,200	
東洋建設	200	1,243.00	248,600	
五洋建設	1,200	814.30	977,160	
世紀東急工業	100	1,745.00	174,500	
住友林業	700	4,164.00	2,914,800	
日本基礎技術	100	462.00	46,200	
大和ハウス工業	2,500	4,461.00	11,152,500	
ライト工業	200	1,992.00	398,400	
積水ハウス	2,700	3,227.00	8,712,900	
日特建設	100	1,126.00	112,600	
ユアテック	200	1,156.00	231,200	
日本リーテック	100	1,223.00	122,300	
中電工	100	2,654.00	265,400	
関電工	600	1,370.00	822,000	
きんでん	700	2,392.50	1,674,750	
東京エネシス	100	1,033.00	103,300	
住友電設	100	2,778.00	277,800	
日本電設工業	200	1,984.00	396,800	
エクシオグループ	500	3,117.00	1,558,500	

新日本空調	100	2,387.00	238,700	
九電工	200	5,120.00	1,024,000	
三機工業	200	1,780.00	356,000	
日揮ホールディングス	900	1,686.50	1,517,850	
中外炉工業	100	2,403.00	240,300	
高砂熱学工業	200	3,215.00	643,000	
朝日工業社	100	3,060.00	306,000	
明星工業	200	1,088.00	217,600	
大気社	100	4,145.00	414,500	
ダイダン	100	1,455.00	145,500	
日比谷総合設備	100	2,516.00	251,600	
テスホールディングス	200	433.00	86,600	
インフロニア・ホールディングス	1,000	1,446.00	1,446,000	
東洋エンジニアリング	100	817.00	81,700	
レイズネクスト	100	1,543.00	154,300	
ニッポン	300	2,223.00	666,900	
日清製粉グループ本社	800	1,945.00	1,556,000	
昭和産業	100	3,225.00	322,500	
鳥越製粉	100	650.00	65,000	
中部飼料	100	1,091.00	109,100	
フィード・ワン	200	827.00	165,400	
DM三井製糖ホールディングス	100	3,125.00	312,500	
塩水港精糖	100	240.00	24,000	
ウェルネオシュガー	100	2,166.00	216,600	
森永製菓	400	2,613.50	1,045,400	
江崎グリコ	200	4,251.00	850,200	
名糖産業	100	1,701.00	170,100	
井村屋グループ	100	2,368.00	236,800	
山崎製パン	600	3,226.00	1,935,600	
亀田製菓	100	4,065.00	406,500	
寿スピリッツ	500	2,091.50	1,045,750	
カルビー	400	2,817.50	1,127,000	
森永乳業	300	2,816.00	844,800	
六甲バター	100	1,348.00	134,800	
ヤクルト本社	1,300	3,199.00	4,158,700	
明治ホールディングス	1,100	3,431.00	3,774,100	

雪印メグミルク	200	2, 148. 00	429, 600	
プリマハム	100	2, 306. 00	230, 600	
日本ハム	400	4, 812. 00	1, 924, 800	
丸大食品	100	1, 625. 00	162, 500	
S F o o d s	100	3, 335. 00	333, 500	
伊藤ハム米久ホールディングス	200	3, 925. 00	785, 000	
サッポロホールディングス	300	6, 419. 00	1, 925, 700	
アサヒグループホールディングス	2, 100	5, 366. 00	11, 268, 600	
キリンホールディングス	3, 700	2, 088. 50	7, 727, 450	
宝ホールディングス	600	1, 226. 50	735, 900	
オエノンホールディングス	200	348. 00	69, 600	
養命酒製造	100	1, 887. 00	188, 700	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	700	2, 016. 50	1, 411, 550	
サントリー食品インターナショナル	600	4, 717. 00	2, 830, 200	
伊藤園	300	4, 417. 00	1, 325, 100	
キーコーヒー	100	2, 085. 00	208, 500	
日清オイリオグループ	100	4, 445. 00	444, 500	
不二製油グループ本社	200	2, 480. 50	496, 100	
Jーオイルミルズ	100	1, 955. 00	195, 500	
キッコーマン	600	8, 698. 00	5, 218, 800	
味の素	2, 100	5, 516. 00	11, 583, 600	
キューピー	500	2, 560. 50	1, 280, 250	
ハウス食品グループ本社	300	3, 159. 00	947, 700	
カゴメ	400	3, 127. 00	1, 250, 800	
焼津水産化学工業	100	1, 217. 00	121, 700	
アリアケジャパン	100	4, 505. 00	450, 500	
ニチレイ	400	3, 503. 00	1, 401, 200	
東洋水産	500	7, 600. 00	3, 800, 000	
イートアンドホールディングス	100	2, 112. 00	211, 200	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	100	1, 066. 00	106, 600	
日清食品ホールディングス	900	4, 938. 00	4, 444, 200	
永谷園ホールディングス	100	2, 175. 00	217, 500	
一正蒲鉾	100	750. 00	75, 000	
フジッコ	100	1, 975. 00	197, 500	
ロック・フィールド	100	1, 623. 00	162, 300	

日本たばこ産業	5,400	3,757.00	20,287,800	
ケンコーマヨネーズ	100	1,724.00	172,400	
なとり	100	2,105.00	210,500	
ファーマフーズ	100	1,009.00	100,900	
ユーグレナ	600	690.00	414,000	
紀文食品	100	1,225.00	122,500	
理研ビタミン	100	2,278.00	227,800	
片倉工業	100	1,685.00	168,500	
グンゼ	100	5,080.00	508,000	
東洋紡	400	1,079.00	431,600	
ユニチカ	300	171.00	51,300	
倉敷紡績	100	2,950.00	295,000	
シキボウ	100	1,160.00	116,000	
日本毛織	200	1,359.00	271,800	
ダイトウボウ	100	91.00	9,100	
ダイドーリミテッド	100	443.00	44,300	
帝国繊維	100	2,089.00	208,900	
帝人	800	1,365.50	1,092,400	
東レ	6,200	746.80	4,630,160	
日本フェルト	100	430.00	43,000	
アツギ	100	502.00	50,200	
セーレン	200	2,469.00	493,800	
小松マテーレ	100	779.00	77,900	
ワコールホールディングス	200	3,441.00	688,200	
ホギメディカル	100	3,490.00	349,000	
T S I ホールディングス	300	755.00	226,500	
ワールド	100	1,695.00	169,500	
オンワードホールディングス	500	490.00	245,000	
ゴールドウイン	200	9,485.00	1,897,000	
デサント	100	3,645.00	364,500	
ヤマトインターナショナル	100	314.00	31,400	
王子ホールディングス	3,800	561.50	2,133,700	
日本製紙	500	1,300.00	650,000	
三菱製紙	100	570.00	57,000	
北越コーポレーション	400	1,391.00	556,400	
大王製紙	400	1,126.00	450,400	

レンゴー	900	962.30	866,070	
トーモク	100	2,218.00	221,800	
ザ・パック	100	3,290.00	329,000	
北の達人コーポレーション	400	211.00	84,400	
クラレ	1,300	1,447.00	1,881,100	
旭化成	6,200	1,076.50	6,674,300	
共和レザー	100	746.00	74,600	
レゾナック・ホールディングス	900	2,978.00	2,680,200	
住友化学	6,800	358.10	2,435,080	
日産化学	400	5,577.00	2,230,800	
テイカ	100	1,386.00	138,600	
石原産業	100	1,412.00	141,200	
日本曹達	100	5,580.00	558,000	
東ソー	1,200	1,900.00	2,280,000	
トクヤマ	300	2,468.00	740,400	
セントラル硝子	100	2,706.00	270,600	
東亜合成	400	1,342.50	537,000	
大阪ソーダ	100	8,880.00	888,000	
関東電化工業	100	863.00	86,300	
デンカ	400	2,583.50	1,033,400	
信越化学工業	8,300	5,637.00	46,787,100	
堺化学工業	100	1,926.00	192,600	
第一稀元素化学工業	100	993.00	99,300	
エア・ウォーター	800	1,928.00	1,542,400	
日本酸素ホールディングス	900	3,792.00	3,412,800	
日本パーカライジング	400	1,146.00	458,400	
高压ガス工業	100	885.00	88,500	
四国化成ホールディングス	100	1,819.00	181,900	
保土谷化学工業	100	3,630.00	363,000	
日本触媒	200	5,539.00	1,107,800	
カネカ	200	3,602.00	720,400	
三菱瓦斯化学	700	2,320.00	1,624,000	
三井化学	700	4,358.00	3,050,600	
J S R	1,000	4,025.00	4,025,000	
東京応化工業	500	2,996.50	1,498,250	
大阪有機化学工業	100	2,592.00	259,200	

三菱ケミカルグループ	6,700	895.50	5,999,850	
KHネオケム	100	2,308.00	230,800	
ダイセル	1,200	1,423.00	1,707,600	
住友ベークライト	100	7,393.00	739,300	
積水化学工業	1,800	2,091.00	3,763,800	
日本ゼオン	600	1,308.50	785,100	
アイカ工業	300	3,420.00	1,026,000	
UBE	400	2,369.00	947,600	
積水樹脂	100	2,523.00	252,300	
タキロンシーアイ	200	650.00	130,000	
旭有機材	100	3,780.00	378,000	
ニチバン	100	1,755.00	175,500	
リケンテクノス	200	864.00	172,800	
積水化成成品工業	100	500.00	50,000	
タイガースポリマー	100	896.00	89,600	
ダイキョーニシカワ	200	707.00	141,400	
恵和	100	1,250.00	125,000	
日本化薬	700	1,347.50	943,250	
カーリットホールディングス	100	923.00	92,300	
日本精化	100	3,110.00	311,000	
扶桑化学工業	100	4,110.00	411,000	
トリケミカル研究所	100	3,675.00	367,500	
ADEKA	300	2,867.00	860,100	
日油	300	6,853.00	2,055,900	
新日本理化	100	197.00	19,700	
ハリマ化成グループ	100	823.00	82,300	
花王	2,100	5,845.00	12,274,500	
第一工業製薬	100	1,935.00	193,500	
石原ケミカル	100	1,906.00	190,600	
三洋化成工業	100	4,360.00	436,000	
有機合成薬品工業	100	286.00	28,600	
大日本塗料	100	1,080.00	108,000	
日本ペイントホールディングス	4,800	1,143.50	5,488,800	
関西ペイント	900	2,400.00	2,160,000	
神東塗料	100	131.00	13,100	
中国塗料	200	1,691.00	338,200	

日本特殊塗料	100	1, 220. 00	122, 000	
藤倉化成	100	439. 00	43, 900	
太陽ホールディングス	200	3, 040. 00	608, 000	
D I C	400	2, 724. 50	1, 089, 800	
サカタインクス	200	1, 355. 00	271, 000	
a r t i e n c e	200	2, 621. 00	524, 200	
T & K T O K A	100	1, 455. 00	145, 500	
富士フイルムホールディングス	1, 700	8, 509. 00	14, 465, 300	
資生堂	1, 900	4, 212. 00	8, 002, 800	
ライオン	1, 200	1, 308. 50	1, 570, 200	
高砂香料工業	100	3, 530. 00	353, 000	
マンダム	200	1, 280. 00	256, 000	
ミルボン	100	3, 625. 00	362, 500	
ファンケル	400	2, 318. 00	927, 200	
コーセー	200	10, 260. 00	2, 052, 000	
コタ	100	1, 584. 00	158, 400	
ポーラ・オルビスホールディングス	400	1, 551. 00	620, 400	
ノエビアホールディングス	100	5, 180. 00	518, 000	
アクシージア	100	880. 00	88, 000	
エステー	100	1, 536. 00	153, 600	
アグロ カネショウ	100	1, 513. 00	151, 300	
コニシ	200	1, 395. 00	279, 000	
長谷川香料	200	3, 060. 00	612, 000	
小林製薬	200	6, 564. 00	1, 312, 800	
荒川化学工業	100	1, 045. 00	104, 500	
メック	100	4, 215. 00	421, 500	
タカラバイオ	200	1, 236. 00	247, 200	
J C U	100	3, 760. 00	376, 000	
新田ゼラチン	100	769. 00	76, 900	
デクセリアルズ	200	4, 223. 00	844, 600	
アース製薬	100	4, 530. 00	453, 000	
北興化学工業	100	1, 071. 00	107, 100	
クミアイ化学工業	300	845. 00	253, 500	
日本農薬	100	650. 00	65, 000	
有沢製作所	100	1, 061. 00	106, 100	
日東電工	600	10, 700. 00	6, 420, 000	

レック	100	1,034.00	103,400	
三光合成	100	502.00	50,200	
きもと	100	207.00	20,700	
藤森工業	100	3,835.00	383,500	
J S P	100	1,865.00	186,500	
エフピコ	100	2,888.00	288,800	
天馬	100	2,269.00	226,900	
信越ポリマー	200	1,644.00	328,800	
東リ	100	326.00	32,600	
ニフコ	300	3,839.00	1,151,700	
バルカー	100	4,170.00	417,000	
ユニ・チャーム	1,900	5,125.00	9,737,500	
協和キリン	1,100	2,414.50	2,655,950	
武田薬品工業	8,100	4,288.00	34,732,800	
アステラス製薬	8,000	1,766.00	14,128,000	
住友ファーマ	700	486.00	340,200	
塩野義製薬	1,100	6,883.00	7,571,300	
わかもと製薬	100	213.00	21,300	
日本新薬	300	5,192.00	1,557,600	
中外製薬	2,900	5,388.00	15,625,200	
科研製薬	200	3,394.00	678,800	
エーザイ	1,100	7,260.00	7,986,000	
ロート製薬	900	2,920.50	2,628,450	
小野薬品工業	1,900	2,639.50	5,015,050	
久光製薬	200	4,353.00	870,600	
持田製薬	100	3,310.00	331,000	
参天製薬	1,700	1,421.50	2,416,550	
ツムラ	300	2,670.50	801,150	
キッセイ薬品工業	100	3,165.00	316,500	
生化学工業	100	771.00	77,100	
栄研化学	200	1,710.00	342,000	
鳥居薬品	100	3,650.00	365,000	
J C R ファーマ	300	1,142.00	342,600	
東和薬品	100	2,410.00	241,000	
ゼリア新薬工業	100	2,033.00	203,300	
そーせいグループ	300	1,510.00	453,000	

第一三共	8,000	4,031.00	32,248,000	
杏林製薬	200	1,793.00	358,600	
大幸薬品	200	293.00	58,600	
ダイト	100	1,921.00	192,100	
大塚ホールディングス	1,900	5,587.00	10,615,300	
大正製薬ホールディングス	200	8,671.00	1,734,200	
ペプチドリーム	400	1,406.00	562,400	
あすか製薬ホールディングス	100	1,825.00	182,500	
サワイグループホールディングス	200	5,238.00	1,047,600	
日本コークス工業	800	125.00	100,000	
ニチレキ	100	2,459.00	245,900	
ユシロ化学工業	100	1,716.00	171,600	
富士石油	300	377.00	113,100	
出光興産	5,000	807.50	4,037,500	
E N E O Sホールディングス	14,500	597.30	8,660,850	
コスモエネルギーホールディングス	300	5,924.00	1,777,200	
横浜ゴム	400	3,294.00	1,317,600	
TOYO TIRE	600	2,356.50	1,413,900	
ブリヂストン	2,700	5,913.00	15,965,100	
住友ゴム工業	900	1,584.00	1,425,600	
藤倉コンポジット	100	1,404.00	140,400	
オカモト	100	4,940.00	494,000	
ニッタ	100	3,730.00	373,000	
住友理工	100	1,098.00	109,800	
三ツ星ベルト	100	4,520.00	452,000	
バンドー化学	100	1,656.00	165,600	
日東紡績	100	4,775.00	477,500	
A G C	800	5,334.00	4,267,200	
日本板硝子	400	603.00	241,200	
日本電気硝子	400	3,108.00	1,243,200	
オハラ	100	1,171.00	117,100	
住友大阪セメント	200	3,819.00	763,800	
太平洋セメント	500	2,995.50	1,497,750	
日本ヒューム	100	910.00	91,000	
日本コンクリート工業	200	347.00	69,400	
アジアパイルホールディングス	100	717.00	71,700	

東海カーボン	900	1, 041. 00	936, 900	
日本カーボン	100	4, 410. 00	441, 000	
東洋炭素	100	4, 915. 00	491, 500	
ノリタケカンパニーリミテド	100	7, 040. 00	704, 000	
T O T O	600	3, 824. 00	2, 294, 400	
日本碍子	1, 000	1, 737. 00	1, 737, 000	
日本特殊陶業	800	3, 515. 00	2, 812, 000	
ダントーホールディングス	100	1, 076. 00	107, 600	
品川リフラクトリーズ	100	1, 854. 00	185, 400	
ヨータイ	100	1, 503. 00	150, 300	
東京窯業	100	449. 00	44, 900	
ニッカトー	100	571. 00	57, 100	
フジミインコーポレーテッド	300	2, 934. 00	880, 200	
ニチアス	300	3, 390. 00	1, 017, 000	
ニチハ	100	2, 918. 00	291, 800	
日本製鉄	4, 200	3, 384. 00	14, 212, 800	
神戸製鋼所	1, 900	1, 948. 00	3, 701, 200	
中山製鋼所	200	845. 00	169, 000	
J F E ホールディングス	2, 600	2, 310. 00	6, 006, 000	
東京製鐵	300	1, 802. 00	540, 600	
共英製鋼	100	2, 090. 00	209, 000	
大和工業	200	7, 752. 00	1, 550, 400	
淀川製鋼所	100	3, 915. 00	391, 500	
丸一鋼管	300	3, 706. 00	1, 111, 800	
大同特殊鋼	500	1, 504. 50	752, 250	
日本高周波鋼業	100	575. 00	57, 500	
日本冶金工業	100	4, 355. 00	435, 500	
山陽特殊製鋼	100	2, 668. 00	266, 800	
愛知製鋼	100	3, 260. 00	326, 000	
大平洋金属	100	1, 209. 00	120, 900	
新日本電工	400	280. 00	112, 000	
栗本鐵工所	100	3, 270. 00	327, 000	
三菱製鋼	100	1, 509. 00	150, 900	
日亜鋼業	100	325. 00	32, 500	
エンビプロ・ホールディングス	100	593. 00	59, 300	
シンニッタン	100	265. 00	26, 500	

大紀アルミニウム工業所	100	1, 221. 00	122, 100	
日本軽金属ホールディングス	300	1, 770. 00	531, 000	
三井金属鉱業	300	4, 420. 00	1, 326, 000	
東邦亜鉛	100	1, 153. 00	115, 300	
三菱マテリアル	700	2, 529. 50	1, 770, 650	
住友金属鉱山	1, 100	4, 262. 00	4, 688, 200	
DOWAホールディングス	200	5, 112. 00	1, 022, 400	
古河機械金属	200	1, 977. 00	395, 400	
エス・サイエンス	300	20. 00	6, 000	
大阪チタニウムテクノロジーズ	200	2, 759. 00	551, 800	
東邦チタニウム	200	1, 842. 00	368, 400	
U A C J	100	3, 855. 00	385, 500	
古河電気工業	300	2, 238. 00	671, 400	
住友電気工業	3, 500	1, 838. 50	6, 434, 750	
フジクラ	1, 100	1, 112. 00	1, 223, 200	
S W C C	100	2, 929. 00	292, 900	
タツタ電線	200	694. 00	138, 800	
リョービ	100	2, 718. 00	271, 800	
A R Eホールディングス	400	1, 966. 00	786, 400	
稲葉製作所	100	1, 510. 00	151, 000	
宮地エンジニアリンググループ	100	3, 300. 00	330, 000	
トーカロ	300	1, 482. 00	444, 600	
S U M C O	1, 700	2, 058. 50	3, 499, 450	
東洋製罐グループホールディングス	600	2, 364. 00	1, 418, 400	
横河ブリッジホールディングス	100	2, 665. 00	266, 500	
三和ホールディングス	900	2, 154. 50	1, 939, 050	
文化シャッター	300	1, 427. 00	428, 100	
三協立山	100	801. 00	80, 100	
アルインコ	100	1, 023. 00	102, 300	
L I X I L	1, 500	1, 844. 50	2, 766, 750	
日本ファイルコン	100	476. 00	47, 600	
ノーリツ	200	1, 526. 00	305, 200	
長府製作所	100	2, 050. 00	205, 000	
リンナイ	400	3, 280. 00	1, 312, 000	
ダイニチ工業	100	718. 00	71, 800	
日東精工	100	536. 00	53, 600	

岡部	100	756.00	75,600	
ジーテクト	200	1,753.00	350,600	
東プレ	100	1,918.00	191,800	
高周波熱錬	100	988.00	98,800	
東京製綱	100	1,385.00	138,500	
サンコール	100	451.00	45,100	
モリテック スチール	100	290.00	29,000	
パイオラックス	100	2,403.00	240,300	
エイチワン	100	809.00	80,900	
日本発條	900	1,201.50	1,081,350	
中央発條	100	698.00	69,800	
立川ブラインド工業	100	1,427.00	142,700	
三益半導体工業	100	3,095.00	309,500	
日本製鋼所	300	2,459.00	737,700	
三浦工業	400	2,755.50	1,102,200	
タクマ	300	1,754.00	526,200	
ツガミ	200	1,206.00	241,200	
オークマ	100	6,096.00	609,600	
芝浦機械	100	3,475.00	347,500	
アマダ	1,500	1,497.00	2,245,500	
アイダエンジニアリング	200	844.00	168,800	
F U J I	400	2,398.00	959,200	
牧野フライス製作所	100	5,870.00	587,000	
オーエスジー	400	1,965.00	786,000	
旭ダイヤモンド工業	200	850.00	170,000	
DMG 森精機	500	2,652.50	1,326,250	
ソディック	200	727.00	145,400	
ディスコ	400	32,920.00	13,168,000	
日進工具	100	1,015.00	101,500	
パンチ工業	100	410.00	41,000	
富士ダイス	100	673.00	67,300	
豊和工業	100	769.00	76,900	
リケンN P R	100	2,358.00	235,800	
東洋機械金属	100	709.00	70,900	
島精機製作所	200	1,522.00	304,400	
オプトラン	100	1,614.00	161,400	

イワキポンプ	100	2,069.00	206,900	
フリー	100	1,328.00	132,800	
ヤマシンフィルタ	200	326.00	65,200	
日阪製作所	100	932.00	93,200	
やまびこ	200	1,535.00	307,000	
平田機工	100	6,110.00	611,000	
P E G A S U S	100	448.00	44,800	
マルマエ	100	1,893.00	189,300	
タツモ	100	2,759.00	275,900	
ナブテスコ	600	2,812.50	1,687,500	
三井海洋開発	100	2,330.00	233,000	
レオン自動機	100	1,512.00	151,200	
SMC	300	75,000.00	22,500,000	
瑞光	100	1,877.00	187,700	
オイレス工業	100	2,043.00	204,300	
サトーホールディングス	100	2,122.00	212,200	
技研製作所	100	1,886.00	188,600	
日精樹脂工業	100	1,154.00	115,400	
小松製作所	4,300	3,804.00	16,357,200	
住友重機械工業	500	3,586.00	1,793,000	
日立建機	400	3,880.00	1,552,000	
日工	100	712.00	71,200	
巴工業	100	3,700.00	370,000	
井関農機	100	1,091.00	109,100	
T O W A	100	6,480.00	648,000	
ローツェ	100	14,350.00	1,435,000	
クボタ	4,800	2,141.00	10,276,800	
荏原実業	100	2,925.00	292,500	
三菱化工機	100	3,205.00	320,500	
月島ホールディングス	100	1,375.00	137,500	
帝国電機製作所	100	3,030.00	303,000	
新東工業	200	1,094.00	218,800	
澁谷工業	100	2,433.00	243,300	
アイチ コーポレーション	100	1,051.00	105,100	
小森コーポレーション	200	1,239.00	247,800	
鶴見製作所	100	3,775.00	377,500	

荏原製作所	400	8, 176. 00	3, 270, 400	
西島製作所	100	2, 280. 00	228, 000	
北越工業	100	2, 618. 00	261, 800	
ダイキン工業	1, 100	22, 750. 00	25, 025, 000	
オルガノ	100	5, 540. 00	554, 000	
栗田工業	500	5, 383. 00	2, 691, 500	
椿本チエイン	100	4, 055. 00	405, 500	
木村化工機	100	742. 00	74, 200	
アネスト岩田	100	1, 136. 00	113, 600	
ダイフク	1, 500	2, 754. 50	4, 131, 750	
タダノ	500	1, 185. 00	592, 500	
フジテック	200	3, 540. 00	708, 000	
C K D	300	2, 340. 00	702, 000	
平和	300	2, 129. 00	638, 700	
理想科学工業	100	2, 810. 00	281, 000	
S A N K Y O	200	8, 355. 00	1, 671, 000	
日本金銭機械	100	1, 381. 00	138, 100	
マースグループホールディングス	100	2, 590. 00	259, 000	
フクシマガリレイ	100	4, 930. 00	493, 000	
竹内製作所	100	4, 465. 00	446, 500	
アマノ	300	3, 336. 00	1, 000, 800	
J U K I	100	460. 00	46, 000	
サンデン	100	207. 00	20, 700	
ジャノメ	100	684. 00	68, 400	
マックス	100	3, 190. 00	319, 000	
グローリー	200	2, 800. 50	560, 100	
新晃工業	100	2, 755. 00	275, 500	
大和冷機工業	100	1, 523. 00	152, 300	
セガサミーホールディングス	800	2, 039. 50	1, 631, 600	
T P R	100	1, 770. 00	177, 000	
ツバキ・ナカシマ	200	734. 00	146, 800	
ホシザキ	500	5, 085. 00	2, 542, 500	
大豊工業	100	821. 00	82, 100	
日本精工	1, 700	780. 40	1, 326, 680	
N T N	2, 000	264. 80	529, 600	
ジェイテクト	800	1, 237. 50	990, 000	

日本トムソン	200	576.00	115,200	
THK	600	2,734.50	1,640,700	
イーグル工業	100	1,659.00	165,900	
前澤工業	100	1,009.00	100,900	
日本ピラー工業	100	4,285.00	428,500	
キッツ	300	1,220.00	366,000	
マキタ	1,100	3,825.00	4,207,500	
三井E&S	400	768.00	307,200	
日立造船	800	956.00	764,800	
三菱重工業	1,600	8,641.00	13,825,600	
I H I	700	2,827.00	1,978,900	
サノヤスホールディングス	100	141.00	14,100	
スター精密	200	1,718.00	343,600	
日清紡ホールディングス	700	1,159.00	811,300	
イビデン	500	7,501.00	3,750,500	
コニカミノルタ	2,100	419.30	880,530	
ブラザー工業	1,200	2,262.00	2,714,400	
ミネベアミツミ	1,600	2,859.50	4,575,200	
日立製作所	4,400	10,245.00	45,078,000	
三菱電機	10,200	2,029.50	20,700,900	
富士電機	600	6,086.00	3,651,600	
安川電機	1,000	5,650.00	5,650,000	
シンフォニアテクノロジー	100	2,137.00	213,700	
明電舎	100	2,418.00	241,800	
デンヨー	100	2,327.00	232,700	
PHCホールディングス	200	1,479.00	295,800	
KOKUSAI ELECTRIC	300	2,956.00	886,800	
ソシオネクスト	700	2,659.50	1,861,650	
東芝テック	100	2,830.00	283,000	
芝浦メカトロニクス	100	6,060.00	606,000	
マブチモーター	400	2,379.00	951,600	
ニデック	2,000	5,696.00	11,392,000	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	100	364.00	36,400	
東光高岳	100	2,157.00	215,700	
ダブル・スコープ	300	893.00	267,900	
ダイヘン	100	6,200.00	620,000	

ヤーマン	100	1, 012. 00	101, 200	
J V C ケンウッド	700	753. 00	527, 100	
ミマキエンジニアリング	100	890. 00	89, 000	
I - P E X	100	1, 547. 00	154, 700	
大崎電気工業	200	649. 00	129, 800	
オムロン	700	6, 286. 00	4, 400, 200	
日東工業	100	3, 745. 00	374, 500	
I D E C	200	2, 885. 00	577, 000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	400	2, 000. 00	800, 000	
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス	100	679. 00	67, 900	
日本電気	1, 200	8, 348. 00	10, 017, 600	
富士通	900	21, 235. 00	19, 111, 500	
沖電気工業	400	943. 00	377, 200	
サンケン電気	100	6, 921. 00	692, 100	
ルネサスエレクトロニクス	6, 000	2, 388. 50	14, 331, 000	
セイコーエプソン	1, 200	2, 151. 00	2, 581, 200	
ワコム	700	651. 00	455, 700	
アルバック	200	6, 443. 00	1, 288, 600	
アクセル	100	2, 179. 00	217, 900	
E I Z O	100	4, 950. 00	495, 000	
ジャパンディスプレイ	3, 500	20. 00	70, 000	
日本信号	200	977. 00	195, 400	
京三製作所	200	463. 00	92, 600	
能美防災	200	2, 206. 00	441, 200	
ホーチキ	100	1, 794. 00	179, 400	
星和電機	100	484. 00	48, 400	
エレコム	200	1, 699. 00	339, 800	
パナソニック ホールディングス	10, 900	1, 424. 50	15, 527, 050	
シャープ	1, 500	1, 026. 50	1, 539, 750	
アンリツ	700	1, 328. 50	929, 950	
富士通ゼネラル	300	2, 279. 50	683, 850	
ソニーグループ	6, 500	13, 170. 00	85, 605, 000	
T D K	1, 400	6, 488. 00	9, 083, 200	
帝国通信工業	100	1, 970. 00	197, 000	
タムラ製作所	300	543. 00	162, 900	
アルプスアルパイン	800	1, 246. 00	996, 800	

日本電波工業	100	1, 225. 00	122, 500	
鈴木	100	1, 102. 00	110, 200	
メイコー	100	3, 995. 00	399, 500	
ローランド ディー. ジー.	100	3, 620. 00	362, 000	
フォスター電機	100	1, 047. 00	104, 700	
ヨコオ	100	1, 404. 00	140, 400	
ティアック	100	97. 00	9, 700	
ホシデン	200	1, 721. 00	344, 200	
ヒロセ電機	100	16, 035. 00	1, 603, 500	
日本航空電子工業	200	3, 125. 00	625, 000	
TOA	100	1, 075. 00	107, 500	
マクセル	200	1, 586. 00	317, 200	
古野電気	100	1, 900. 00	190, 000	
スミダコーポレーション	100	1, 167. 00	116, 700	
横河電機	1, 000	2, 735. 00	2, 735, 000	
新電元工業	100	3, 075. 00	307, 500	
アズビル	600	4, 730. 00	2, 838, 000	
東亜ディーケーケー	100	915. 00	91, 500	
日本光電工業	400	4, 486. 00	1, 794, 400	
共和電業	100	396. 00	39, 600	
日本電子材料	100	1, 736. 00	173, 600	
堀場製作所	200	10, 435. 00	2, 087, 000	
アドバンテスト	2, 600	4, 663. 00	12, 123, 800	
小野測器	100	443. 00	44, 300	
エスベック	100	2, 363. 00	236, 300	
キーエンス	900	60, 130. 00	54, 117, 000	
シスメックス	800	7, 793. 00	6, 234, 400	
日本マイクロニクス	200	3, 475. 00	695, 000	
OBARA GROUP	100	3, 790. 00	379, 000	
コーセル	100	1, 303. 00	130, 300	
イリソ電子工業	100	3, 595. 00	359, 500	
オブテックスグループ	200	1, 701. 00	340, 200	
レーザーテック	400	34, 010. 00	13, 604, 000	
スタンレー電気	600	2, 688. 00	1, 612, 800	
ウシオ電機	500	2, 042. 00	1, 021, 000	
岡谷電機産業	100	285. 00	28, 500	

ヘリオス テクノ ホールディング	100	517. 00	51, 700	
日本セラミック	100	2, 711. 00	271, 100	
双信電機	100	303. 00	30, 300	
山一電機	100	1, 834. 00	183, 400	
図研	100	3, 990. 00	399, 000	
日本電子	200	5, 961. 00	1, 192, 200	
カシオ計算機	700	1, 226. 00	858, 200	
ファナック	4, 500	4, 090. 00	18, 405, 000	
日本シイエムケイ	200	777. 00	155, 400	
大真空	100	856. 00	85, 600	
ローム	1, 700	2, 606. 50	4, 431, 050	
浜松ホトニクス	800	5, 694. 00	4, 555, 200	
三井ハイテック	100	7, 039. 00	703, 900	
新光電気工業	300	5, 495. 00	1, 648, 500	
京セラ	5, 700	2, 055. 00	11, 713, 500	
太陽誘電	400	3, 683. 00	1, 473, 200	
村田製作所	8, 300	2, 907. 50	24, 132, 250	
双葉電子工業	200	530. 00	106, 000	
ニチコン	200	1, 309. 00	261, 800	
日本ケミコン	100	1, 307. 00	130, 700	
K O A	200	1, 522. 00	304, 400	
市光工業	100	544. 00	54, 400	
小糸製作所	1, 000	2, 225. 50	2, 225, 500	
ミツバ	100	952. 00	95, 200	
S C R E E Nホールディングス	300	11, 860. 00	3, 558, 000	
キャノン電子	100	2, 049. 00	204, 900	
キャノン	4, 500	3, 695. 00	16, 627, 500	
リコー	2, 300	1, 120. 00	2, 576, 000	
象印マホービン	200	1, 494. 00	298, 800	
東京エレクトロン	1, 900	24, 120. 00	45, 828, 000	
トヨタ紡織	400	2, 362. 50	945, 000	
ユニプレス	100	981. 00	98, 100	
豊田自動織機	800	11, 660. 00	9, 328, 000	
モリタホールディングス	200	1, 559. 00	311, 800	
三櫻工業	100	826. 00	82, 600	
デンソー	7, 500	2, 165. 00	16, 237, 500	

東海理化電機製作所	300	2,246.00	673,800	
川崎重工業	700	3,255.00	2,278,500	
名村造船所	200	1,375.00	275,000	
三菱ロジスネクスト	100	1,360.00	136,000	
日産自動車	12,900	567.30	7,318,170	
いすゞ自動車	2,600	1,917.00	4,984,200	
トヨタ自動車	50,000	2,701.50	135,075,000	
日野自動車	1,400	487.20	682,080	
三菱自動車工業	3,500	454.80	1,591,800	
エフテック	100	646.00	64,600	
武蔵精密工業	200	1,540.00	308,000	
日産車体	100	980.00	98,000	
新明和工業	200	1,196.00	239,200	
極東開発工業	100	1,937.00	193,700	
トピー工業	100	2,658.00	265,800	
曙ブレーキ工業	500	116.00	58,000	
タチエス	200	1,842.00	368,400	
N O K	300	1,966.00	589,800	
フタバ産業	200	843.00	168,600	
カヤバ	100	5,040.00	504,000	
大同メタル工業	200	550.00	110,000	
プレス工業	400	584.00	233,600	
ミクニ	100	460.00	46,000	
太平洋工業	200	1,348.00	269,600	
河西工業	100	194.00	19,400	
アイシン	700	5,154.00	3,607,800	
マツダ	3,000	1,611.00	4,833,000	
本田技研工業	22,200	1,530.00	33,966,000	
スズキ	1,700	6,055.00	10,293,500	
S U B A R U	2,800	2,765.50	7,743,400	
安永	100	650.00	65,000	
ヤマハ発動機	3,900	1,309.50	5,107,050	
T B K	100	384.00	38,400	
エクセディ	100	2,677.00	267,700	
豊田合成	200	2,729.00	545,800	
愛三工業	100	1,242.00	124,200	

日本プラスト	100	542. 00	54, 200	
ヨロズ	100	853. 00	85, 300	
エフ・シー・シー	200	1, 806. 00	361, 200	
シマノ	400	21, 840. 00	8, 736, 000	
テイ・エス テック	300	1, 750. 50	525, 150	
ジャムコ	100	1, 574. 00	157, 400	
テルモ	2, 600	4, 672. 00	12, 147, 200	
日機装	200	1, 038. 00	207, 600	
日本エム・ディ・エム	100	759. 00	75, 900	
島津製作所	1, 200	3, 957. 00	4, 748, 400	
J M S	100	510. 00	51, 000	
長野計器	100	2, 031. 00	203, 100	
ブイ・テクノロジー	100	2, 738. 00	273, 800	
東京計器	100	1, 774. 00	177, 400	
オーバル	100	498. 00	49, 800	
東京精密	200	8, 159. 00	1, 631, 800	
マニー	300	2, 133. 50	640, 050	
ニコン	1, 300	1, 430. 50	1, 859, 650	
トプコン	400	1, 555. 50	622, 200	
オリンパス	5, 600	2, 030. 50	11, 370, 800	
理研計器	100	6, 620. 00	662, 000	
HOYA	1, 800	16, 865. 00	30, 357, 000	
シード	100	843. 00	84, 300	
ノーリツ銅機	100	3, 080. 00	308, 000	
A & Dホロンホールディングス	100	1, 813. 00	181, 300	
朝日インテック	1, 000	2, 853. 00	2, 853, 000	
シチズン時計	800	881. 00	704, 800	
大研医器	100	508. 00	50, 800	
メニコン	300	2, 276. 00	682, 800	
松風	100	2, 733. 00	273, 300	
セイコーグループ	100	2, 699. 00	269, 900	
ニプロ	700	1, 111. 50	778, 050	
KYORITSU	100	185. 00	18, 500	
スノーピーク	100	909. 00	90, 900	
パラマウントベッドホールディングス	200	2, 706. 00	541, 200	
トランザクション	100	2, 127. 00	212, 700	

ニホンフラッシュ	100	919.00	91,900	
前田工織	100	3,245.00	324,500	
永大産業	100	228.00	22,800	
アートネイチャー	100	807.00	80,700	
バンダイナムコホールディングス	2,500	2,839.00	7,097,500	
SHOEI	200	1,891.00	378,200	
フランスベッドホールディングス	100	1,385.00	138,500	
パイロットコーポレーション	100	4,186.00	418,600	
萩原工業	100	1,502.00	150,200	
フジシールインターナショナル	200	1,734.00	346,800	
タカラトミー	400	2,260.50	904,200	
広済堂ホールディングス	200	772.00	154,400	
プロネクス	100	1,297.00	129,700	
ホクシン	100	117.00	11,700	
TOPPANホールディングス	1,100	3,921.00	4,313,100	
大日本印刷	1,000	4,176.00	4,176,000	
NISSHA	200	1,503.00	300,600	
TAKARA & COMPANY	100	2,672.00	267,200	
アシックス	700	4,210.00	2,947,000	
ヤマハ	600	3,255.00	1,953,000	
クリナップ	100	702.00	70,200	
ビジョン	600	1,619.00	971,400	
キングジム	100	874.00	87,400	
リンテック	200	2,700.00	540,000	
イトーキ	200	1,428.00	285,600	
任天堂	5,700	7,223.00	41,171,100	
三菱鉛筆	100	2,033.00	203,300	
タカラスタANDARD	200	1,692.00	338,400	
コクヨ	400	2,342.00	936,800	
ナカバヤシ	100	556.00	55,600	
グローブライド	100	1,992.00	199,200	
オカムラ	300	2,211.00	663,300	
美津濃	100	4,000.00	400,000	
東京電力ホールディングス	8,300	758.00	6,291,400	
中部電力	3,300	1,903.00	6,279,900	
関西電力	3,500	1,956.50	6,847,750	

中国電力	1,600	1,048.00	1,676,800	
北陸電力	900	757.10	681,390	
東北電力	2,400	1,008.00	2,419,200	
四国電力	800	1,059.50	847,600	
九州電力	2,100	1,068.00	2,242,800	
北海道電力	900	657.60	591,840	
沖縄電力	200	1,178.00	235,600	
電源開発	800	2,393.00	1,914,400	
エフオン	100	457.00	45,700	
イーレックス	100	819.00	81,900	
レノバ	200	1,200.00	240,000	
東京瓦斯	1,900	3,339.00	6,344,100	
大阪瓦斯	1,900	3,089.00	5,869,100	
東邦瓦斯	400	3,071.00	1,228,400	
北海道瓦斯	100	2,278.00	227,800	
広島ガス	200	391.00	78,200	
西部ガスホールディングス	100	1,984.00	198,400	
静岡ガス	200	1,088.00	217,600	
メタウォーター	100	2,071.00	207,100	
SBSホールディングス	100	2,503.00	250,300	
東武鉄道	1,000	3,873.00	3,873,000	
相鉄ホールディングス	400	2,751.00	1,100,400	
東急	2,600	1,768.50	4,598,100	
京浜急行電鉄	1,100	1,311.00	1,442,100	
小田急電鉄	1,500	2,217.50	3,326,250	
京王電鉄	500	4,492.00	2,246,000	
京成電鉄	600	6,741.00	4,044,600	
富士急行	100	4,290.00	429,000	
東日本旅客鉄道	1,700	8,316.00	14,137,200	
西日本旅客鉄道	1,100	6,048.00	6,652,800	
東海旅客鉄道	3,500	3,679.00	12,876,500	
西武ホールディングス	1,100	1,992.00	2,191,200	
鴻池運輸	100	1,930.00	193,000	
西日本鉄道	200	2,424.00	484,800	
ハマキョウレックス	100	4,160.00	416,000	
サカイ引越センター	100	2,726.00	272,600	

近鉄グループホールディングス	900	4,568.00	4,111,200	
阪急阪神ホールディングス	1,200	4,543.00	5,451,600	
南海電気鉄道	400	2,905.00	1,162,000	
京阪ホールディングス	500	3,695.00	1,847,500	
名古屋鉄道	900	2,319.00	2,087,100	
山陽電気鉄道	100	2,172.00	217,200	
アルプス物流	100	1,764.00	176,400	
ヤマトホールディングス	1,200	2,632.50	3,159,000	
山九	200	5,233.00	1,046,600	
丸運	100	274.00	27,400	
丸全昭和運輸	100	4,050.00	405,000	
センコーグループホールディングス	500	1,176.00	588,000	
ニッコンホールディングス	300	3,114.00	934,200	
福山通運	100	4,155.00	415,500	
セイノーホールディングス	500	2,162.50	1,081,250	
AZ-COM丸和ホールディングス	200	1,593.00	318,600	
C&Fロジホールディングス	100	1,493.00	149,300	
九州旅客鉄道	600	3,171.00	1,902,600	
SGホールディングス	1,500	2,067.00	3,100,500	
NIPPON EXPRESSホールディングス	300	8,252.00	2,475,600	
日本郵船	2,600	4,758.00	12,370,800	
商船三井	2,000	4,908.00	9,816,000	
川崎汽船	800	6,607.00	5,285,600	
NSユニテッド海運	100	5,030.00	503,000	
飯野海運	300	1,230.00	369,000	
乾汽船	100	1,129.00	112,900	
日本航空	2,200	2,786.50	6,130,300	
ANAホールディングス	2,500	3,137.00	7,842,500	
日新	100	2,547.00	254,700	
三菱倉庫	200	4,367.00	873,400	
三井倉庫ホールディングス	100	4,880.00	488,000	
住友倉庫	300	2,534.00	760,200	
澁澤倉庫	100	3,020.00	302,000	
日本トランスシティ	200	635.00	127,000	
中央倉庫	100	1,174.00	117,400	

安田倉庫	100	1, 248. 00	124, 800	
上組	400	3, 474. 00	1, 389, 600	
キューソー流通システム	100	937. 00	93, 700	
東海運	100	292. 00	29, 200	
エーアイテイー	100	1, 816. 00	181, 600	
N E C ネットズエスアイ	300	2, 288. 00	686, 400	
クロスキャット	100	1, 095. 00	109, 500	
システナ	1, 400	309. 00	432, 600	
デジタルアーツ	100	4, 990. 00	499, 000	
日鉄ソリューションズ	200	4, 650. 00	930, 000	
キューブシステム	100	1, 112. 00	111, 200	
ラクーンホールディングス	100	651. 00	65, 100	
ソリトンシステムズ	100	1, 344. 00	134, 400	
T I S	1, 000	3, 092. 00	3, 092, 000	
テクミラホールディングス	100	473. 00	47, 300	
グリー	200	590. 00	118, 000	
コーエーテクモホールディングス	500	1, 623. 50	811, 750	
ファインデックス	100	1, 000. 00	100, 000	
ブレインパッド	100	1, 078. 00	107, 800	
K L a b	100	288. 00	28, 800	
ポールトゥウィンホールディングス	100	471. 00	47, 100	
ネクソン	2, 000	2, 694. 50	5, 389, 000	
アイスタイル	200	412. 00	82, 400	
エムアップホールディングス	100	1, 044. 00	104, 400	
エイチーム	100	565. 00	56, 500	
エニグモ	100	348. 00	34, 800	
テクノスジャパン	100	625. 00	62, 500	
e n i s h	100	167. 00	16, 700	
コロプラ	300	607. 00	182, 100	
オルトプラス	100	142. 00	14, 200	
ブロードリーフ	400	574. 00	229, 600	
クロス・マーケティンググループ	100	555. 00	55, 500	
デジタルハーツホールディングス	100	986. 00	98, 600	
メディアドゥ	100	1, 395. 00	139, 500	
じげん	200	529. 00	105, 800	
ブイキューブ	100	310. 00	31, 000	

ディー・エル・イー	100	199.00	19,900	
フィックスターズ	100	1,252.00	125,200	
CARTA HOLDINGS	100	1,363.00	136,300	
オブティム	100	834.00	83,400	
セレス	100	1,146.00	114,600	
SHIFT	100	33,760.00	3,376,000	
ティーガイア	100	1,945.00	194,500	
テクマトリックス	200	1,689.00	337,800	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	200	2,328.50	465,700	
GMOペイメントゲートウェイ	200	9,224.00	1,844,800	
システムリサーチ	100	3,095.00	309,500	
インターネットイニシアティブ	400	2,843.00	1,137,200	
さくらインターネット	100	2,121.00	212,100	
SRAホールディングス	100	3,710.00	371,000	
朝日ネット	100	623.00	62,300	
eBASE	100	754.00	75,400	
アバントグループ	100	1,423.00	142,300	
アドソル日進	100	1,577.00	157,700	
コムチュア	100	1,845.00	184,500	
アステリア	100	642.00	64,200	
アイル	100	3,070.00	307,000	
マークライنز	100	2,956.00	295,600	
メディカル・データ・ビジョン	100	667.00	66,700	
gumi	100	431.00	43,100	
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	100	1,639.00	163,900	
ネオジャパン	100	1,011.00	101,100	
ラクス	400	2,435.00	974,000	
ランドコンピュータ	100	892.00	89,200	
オーブンドア	100	781.00	78,100	
アカツキ	100	2,479.00	247,900	
カナミックネットワーク	100	417.00	41,700	
ノムラシステムコーポレーション	100	115.00	11,500	
チェンジホールディングス	200	1,419.00	283,800	
シンクロ・フード	100	642.00	64,200	
マクロミル	200	796.00	159,200	
マネーフォワード	200	4,000.00	800,000	

プラスアルファ・コンサルティング	100	2,633.00	263,300	
電算システムホールディングス	100	2,814.00	281,400	
A p p i e r G r o u p	300	1,798.00	539,400	
ソルクシーズ	100	401.00	40,100	
プロトコーポレーション	100	1,296.00	129,600	
野村総合研究所	2,000	4,172.00	8,344,000	
C E ホールディングス	100	633.00	63,300	
インテージホールディングス	100	1,644.00	164,400	
ソースネクスト	400	159.00	63,600	
インフォコム	100	2,428.00	242,800	
シンプレクス・ホールディングス	100	2,656.00	265,600	
ラクスル	200	1,171.00	234,200	
メルカリ	500	2,456.00	1,228,000	
I P S	100	2,077.00	207,700	
F I G	100	311.00	31,100	
イーソル	100	581.00	58,100	
ウイングアーク 1 s t	100	2,900.00	290,000	
S a n s a n	300	1,470.00	441,000	
ギフトィ	100	1,652.00	165,200	
メドレー	100	4,130.00	413,000	
J M D C	200	4,042.00	808,400	
フォーカスシステムズ	100	1,009.00	100,900	
クレスコ	100	1,947.00	194,700	
フジ・メディア・ホールディングス	800	1,610.50	1,288,400	
オービック	300	23,815.00	7,144,500	
ジャストシステム	100	3,120.00	312,000	
T D C ソフト	100	2,117.00	211,700	
L I N E ヤフー	13,100	483.30	6,331,230	
トレンドマイクロ	500	7,469.00	3,734,500	
I D ホールディングス	100	1,730.00	173,000	
日本オラクル	100	10,935.00	1,093,500	
フューチャー	200	1,767.00	353,400	
C A C H o l d i n g s	100	1,753.00	175,300	
S B テクノロジー	100	2,400.00	240,000	
オービックビジネスコンサルタント	100	6,342.00	634,200	
アイティフォー	100	1,177.00	117,700	

大塚商会	400	5,677.00	2,270,800	
サイボウズ	100	2,143.00	214,300	
電通総研	100	5,720.00	572,000	
A C C E S S	100	809.00	80,900	
デジタルガレージ	100	3,555.00	355,500	
EMシステムズ	100	715.00	71,500	
C I J	100	663.00	66,300	
日本エンタープライズ	100	124.00	12,400	
WOWOW	100	1,084.00	108,400	
スカラ	100	747.00	74,700	
I M A G I C A G R O U P	100	623.00	62,300	
ネットワンシステムズ	400	2,344.00	937,600	
システムソフト	300	62.00	18,600	
アルゴグラフィックス	100	3,770.00	377,000	
マーベラス	100	719.00	71,900	
エイベックス	100	1,382.00	138,200	
B I P R O G Y	300	4,340.00	1,302,000	
T B Sホールディングス	400	2,964.00	1,185,600	
日本テレビホールディングス	800	1,555.50	1,244,400	
朝日放送グループホールディングス	100	669.00	66,900	
テレビ朝日ホールディングス	200	1,633.00	326,600	
スカパー J S A Tホールディングス	700	708.00	495,600	
テレビ東京ホールディングス	100	3,090.00	309,000	
ビジョン	100	1,188.00	118,800	
U S E N - N E X T H O L D I N G S	100	3,995.00	399,500	
ワイヤレスゲート	100	230.00	23,000	
日本通信	900	228.00	205,200	
日本電信電話	271,500	173.90	47,213,850	
K D D I	7,000	4,594.00	32,158,000	
ソフトバンク	14,700	1,811.00	26,621,700	
光通信	100	24,080.00	2,408,000	
エムティーアイ	100	655.00	65,500	
GMOインターネットグループ	300	2,497.50	749,250	
ファイバーゲート	100	908.00	90,800	
K A D O K A W A	500	2,891.00	1,445,500	
学研ホールディングス	100	998.00	99,800	

ゼンリン	100	887.00	88,700	
昭文社ホールディングス	100	365.00	36,500	
インプレスホールディングス	100	180.00	18,000	
東宝	500	4,854.00	2,427,000	
N T Tデータグループ	2,400	1,980.00	4,752,000	
ビジネスブレイン太田昭和	100	2,163.00	216,300	
D T S	200	3,570.00	714,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	400	5,203.00	2,081,200	
シーイーシー	100	1,571.00	157,100	
カプコン	800	4,803.00	3,842,400	
ジャステック	100	1,440.00	144,000	
S C S K	600	2,867.50	1,720,500	
N S W	100	2,895.00	289,500	
T K C	200	3,690.00	738,000	
富士ソフト	200	6,020.00	1,204,000	
N S D	300	2,720.00	816,000	
コナミグループ	400	7,874.00	3,149,600	
J B C Cホールディングス	100	3,930.00	393,000	
ミロク情報サービス	100	1,742.00	174,200	
ソフトバンクグループ	4,500	6,080.00	27,360,000	
エレマテック	100	1,778.00	177,800	
あらた	200	3,195.00	639,000	
東京エレクトロン デバイス	100	5,040.00	504,000	
円谷フィールズホールディングス	200	1,395.00	279,000	
双日	1,100	3,309.00	3,639,900	
アルフレッサ ホールディングス	900	2,408.50	2,167,650	
横浜冷凍	300	1,056.00	316,800	
アルコニックス	100	1,361.00	136,100	
神戸物産	700	3,941.00	2,758,700	
あい ホールディングス	100	2,328.00	232,800	
ダイワボウホールディングス	400	3,050.00	1,220,000	
マクニカホールディングス	200	7,122.00	1,424,400	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	100	1,048.00	104,800	
八洲電機	100	1,348.00	134,800	
メディアスホールディングス	100	777.00	77,700	
レスターホールディングス	100	2,838.00	283,800	

大光	100	622.00	62,200	
TOKAIホールディングス	500	983.00	491,500	
三洋貿易	100	1,230.00	123,000	
ウイン・パートナーズ	100	1,212.00	121,200	
シップヘルスケアホールディングス	400	2,302.50	921,000	
デリカフーズホールディングス	100	586.00	58,600	
コメダホールディングス	200	2,778.00	555,600	
アセンテック	100	504.00	50,400	
フルサト・マルカホールディングス	100	2,602.00	260,200	
ヤマエグループホールディングス	100	4,000.00	400,000	
小野建	100	1,793.00	179,300	
コンドーテック	100	1,169.00	116,900	
中山福	100	373.00	37,300	
ナガイレーベン	100	2,432.00	243,200	
三菱食品	100	4,865.00	486,500	
松田産業	100	2,438.00	243,800	
第一興商	400	2,089.00	835,600	
メディパルホールディングス	1,000	2,320.00	2,320,000	
S P K	100	1,889.00	188,900	
萩原電気ホールディングス	100	4,815.00	481,500	
アズワン	100	5,421.00	542,100	
シモジマ	100	1,302.00	130,200	
ドウシシャ	100	2,100.00	210,000	
高速	100	2,114.00	211,400	
たけびし	100	1,945.00	194,500	
丸文	100	1,613.00	161,300	
ハピネット	100	2,779.00	277,900	
日本ライフライン	300	1,237.00	371,100	
タカショー	100	555.00	55,500	
I D O M	300	965.00	289,500	
進和	100	2,426.00	242,600	
シークス	100	1,456.00	145,600	
オーハシテクニカ	100	1,866.00	186,600	
白銅	100	2,368.00	236,800	
伊藤忠商事	6,500	5,878.00	38,207,000	
丸紅	8,000	2,291.00	18,328,000	

長瀬産業	400	2,319.50	927,800	
豊田通商	800	8,798.00	7,038,400	
三共生興	100	718.00	71,800	
兼松	400	2,147.00	858,800	
三井物産	7,300	5,443.00	39,733,900	
カメイ	100	1,774.00	177,400	
スターゼン	100	2,700.00	270,000	
山善	300	1,211.00	363,300	
住友商事	5,800	3,147.00	18,252,600	
内田洋行	100	6,870.00	687,000	
三菱商事	19,100	2,353.00	44,942,300	
第一実業	100	2,060.00	206,000	
キヤノンマーケティングジャパン	300	4,195.00	1,258,500	
西華産業	100	2,995.00	299,500	
佐藤商事	100	1,519.00	151,900	
菱洋エレクトロ	100	3,640.00	364,000	
東京産業	100	849.00	84,900	
ユアサ商事	100	4,730.00	473,000	
トルク	100	276.00	27,600	
阪和興業	200	5,050.00	1,010,000	
正栄食品工業	100	4,785.00	478,500	
カナデン	100	1,589.00	158,900	
RYODEN	100	2,715.00	271,500	
岩谷産業	200	6,593.00	1,318,600	
アステナホールディングス	200	482.00	96,400	
三愛オブリ	300	1,657.00	497,100	
稲畑産業	200	3,255.00	651,000	
G S I クレオス	100	2,244.00	224,400	
明和産業	100	672.00	67,200	
ワキタ	100	1,608.00	160,800	
東邦ホールディングス	300	3,198.00	959,400	
サンゲツ	200	3,125.00	625,000	
ミツウロコグループホールディングス	100	1,602.00	160,200	
伊藤忠エネクス	200	1,653.00	330,600	
サンリオ	300	6,001.00	1,800,300	
新光商事	100	1,192.00	119,200	

三信電気	100	2,236.00	223,600	
東陽テクニカ	100	1,443.00	144,300	
モスフードサービス	100	3,325.00	332,500	
加賀電子	100	6,240.00	624,000	
ソーダニッカ	100	1,122.00	112,200	
PAL TAC	200	4,589.00	917,800	
三谷産業	100	355.00	35,500	
コア商事ホールディングス	100	728.00	72,800	
KPPグループホールディングス	200	698.00	139,600	
ヤマタネ	100	2,543.00	254,300	
トラスコ中山	200	2,468.00	493,600	
オートバックスセブン	400	1,579.50	631,800	
モリト	100	1,311.00	131,100	
加藤産業	100	4,625.00	462,500	
イエローハット	100	1,782.00	178,200	
JKホールディングス	100	1,074.00	107,400	
日伝	100	2,898.00	289,800	
北沢産業	100	278.00	27,800	
因幡電機産業	300	3,405.00	1,021,500	
東テク	100	4,910.00	491,000	
ミスミグループ本社	1,500	2,413.50	3,620,250	
アルテック	100	240.00	24,000	
スズケン	400	4,677.00	1,870,800	
ジェコス	100	1,098.00	109,800	
グローセル	100	687.00	68,700	
ローソン	200	7,237.00	1,447,400	
カワチ薬品	100	2,691.00	269,100	
エービーシー・マート	400	2,410.00	964,000	
アスクル	200	2,167.00	433,400	
ゲオホールディングス	100	2,153.00	215,300	
アダストリア	100	3,200.00	320,000	
ジーフット	100	292.00	29,200	
くら寿司	100	3,410.00	341,000	
パルグループホールディングス	200	2,247.00	449,400	
エディオン	400	1,569.00	627,600	
サーラコーポレーション	200	734.00	146,800	

ワッツ	100	595.00	59,500	
フジオフードグループ本社	100	1,414.00	141,400	
ひらまつ	200	268.00	53,600	
アルペン	100	1,950.00	195,000	
クオールホールディングス	200	1,726.00	345,200	
ジンズホールディングス	100	4,620.00	462,000	
ビックカメラ	500	1,374.00	687,000	
DCMホールディングス	500	1,317.00	658,500	
ペッパーフードサービス	200	99.00	19,800	
M o n o t a R O	1,400	1,557.50	2,180,500	
J. フロント リテイリング	1,100	1,305.00	1,435,500	
ドトール・日レスホールディングス	200	2,220.00	444,000	
マツキヨココカラ&カンパニー	1,800	2,562.50	4,612,500	
ブロンコビリー	100	3,175.00	317,500	
Z O Z O	600	3,242.00	1,945,200	
トレジャー・ファクトリー	100	1,239.00	123,900	
物語コーポレーション	200	4,450.00	890,000	
三越伊勢丹ホールディングス	1,700	1,599.50	2,719,150	
ウエルシアホールディングス	500	2,514.50	1,257,250	
クリエイトSDホールディングス	200	3,085.00	617,000	
丸善CH I ホールディングス	100	333.00	33,300	
シュッピン	100	1,154.00	115,400	
オイシックス・ラ・大地	100	1,370.00	137,000	
ネクステージ	300	2,568.00	770,400	
ジョイフル本田	300	1,870.00	561,000	
鳥貴族ホールディングス	100	3,350.00	335,000	
ホットランド	100	1,852.00	185,200	
すかいらーくホールディングス	1,400	2,163.50	3,028,900	
綿半ホールディングス	100	1,432.00	143,200	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	200	1,022.00	204,400	
ゴルフダイジェスト・オンライン	100	667.00	66,700	
あさひ	100	1,272.00	127,200	
日本調剤	100	1,428.00	142,800	
コスモス薬品	100	15,965.00	1,596,500	
トーエル	100	753.00	75,300	

セブン&アイ・ホールディングス	3,300	5,645.00	18,628,500	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	600	1,134.00	680,400	
ツルハホールディングス	200	12,980.00	2,596,000	
サンマルクホールディングス	100	2,148.00	214,800	
トリドールホールディングス	300	4,213.00	1,263,900	
TOKYO BASE	100	303.00	30,300	
JMホールディングス	100	2,175.00	217,500	
アレンザホールディングス	100	1,057.00	105,700	
串カツ田中ホールディングス	100	1,583.00	158,300	
パロックジャパンリミテッド	100	828.00	82,800	
クスリのアオキホールディングス	300	3,341.00	1,002,300	
FOOD & LIFE COMPANIE	500	2,835.50	1,417,750	
メディカルシステムネットワーク	100	664.00	66,400	
ジャパングラフトホールディングス	100	165.00	16,500	
はるやまホールディングス	100	625.00	62,500	
ノジマ	300	1,758.00	527,400	
カップ・クリエイト	200	1,718.00	343,600	
良品計画	1,000	2,260.50	2,260,500	
パリミキホールディングス	100	538.00	53,800	
アドヴァングループ	100	1,075.00	107,500	
コナカ	100	405.00	40,500	
G-7ホールディングス	100	1,207.00	120,700	
イオン北海道	300	934.00	280,200	
コジマ	100	782.00	78,200	
コーナン商事	100	3,930.00	393,000	
エコス	100	2,469.00	246,900	
ワタミ	100	1,047.00	104,700	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	2,000	3,292.00	6,584,000	
西松屋チェーン	200	2,040.00	408,000	
ゼンショーホールディングス	500	7,328.00	3,664,000	
サイゼリヤ	100	5,150.00	515,000	
VTホールディングス	300	519.00	155,700	
ユナイテッドアローズ	100	1,845.00	184,500	
ハイデイ日高	100	2,912.00	291,200	
YU-WA Creation Holdings	100	155.00	15,500	

コロワイド	400	2, 279. 50	911, 800	
売番屋	100	5, 210. 00	521, 000	
スギホールディングス	200	6, 500. 00	1, 300, 000	
薬王堂ホールディングス	100	2, 714. 00	271, 400	
スクロール	100	977. 00	97, 700	
ヨンドシーホールディングス	100	2, 044. 00	204, 400	
木曽路	200	2, 603. 00	520, 600	
S R S ホールディングス	100	1, 113. 00	111, 300	
千趣会	200	351. 00	70, 200	
リテールパートナーズ	100	1, 701. 00	170, 100	
上新電機	100	2, 455. 00	245, 500	
日本瓦斯	500	2, 383. 50	1, 191, 750	
ロイヤルホールディングス	200	2, 567. 00	513, 400	
いなげや	100	1, 315. 00	131, 500	
チョダ	100	861. 00	86, 100	
ライフコーポレーション	100	3, 330. 00	333, 000	
リンガーハット	100	2, 358. 00	235, 800	
M r M a x HD	100	635. 00	63, 500	
A O K I ホールディングス	200	1, 137. 00	227, 400	
オークワ	100	843. 00	84, 300	
コメリ	200	3, 200. 00	640, 000	
青山商事	200	1, 487. 00	297, 400	
しまむら	100	15, 605. 00	1, 560, 500	
はせがわ	100	372. 00	37, 200	
高島屋	600	1, 959. 50	1, 175, 700	
松屋	100	948. 00	94, 800	
エイチ・ツー・オー リテイリング	400	1, 555. 00	622, 000	
丸井グループ	600	2, 437. 00	1, 462, 200	
アクシアル リテイリング	100	4, 120. 00	412, 000	
井筒屋	100	385. 00	38, 500	
イオン	3, 300	3, 252. 00	10, 731, 600	
イズミ	200	3, 657. 00	731, 400	
平和堂	200	2, 141. 00	428, 200	
フジ	100	1, 966. 00	196, 600	
ヤオコー	100	8, 072. 00	807, 200	
ゼビオホールディングス	100	972. 00	97, 200	

ケーズホールディングス	700	1, 334. 50	934, 150	
O l y m p i c グループ	100	549. 00	54, 900	
日産東京販売ホールディングス	100	462. 00	46, 200	
ブックオフグループホールディングス	100	1, 163. 00	116, 300	
ギフトホールディングス	100	2, 402. 00	240, 200	
アインホールディングス	200	4, 519. 00	903, 800	
元気寿司	100	3, 390. 00	339, 000	
ヤマダホールディングス	3, 000	446. 30	1, 338, 900	
アークランズ	300	1, 711. 00	513, 300	
ニトリホールディングス	400	17, 500. 00	7, 000, 000	
グルメ杵屋	100	1, 069. 00	106, 900	
愛眼	100	188. 00	18, 800	
吉野家ホールディングス	400	3, 262. 00	1, 304, 800	
サガミホールディングス	200	1, 453. 00	290, 600	
関西フードマーケット	100	1, 460. 00	146, 000	
アークス	100	2, 812. 00	281, 200	
バローホールディングス	200	2, 463. 00	492, 600	
ベルク	100	6, 250. 00	625, 000	
大庄	100	1, 244. 00	124, 400	
ファーストリテイリング	400	34, 500. 00	13, 800, 000	
サンドラッグ	400	4, 517. 00	1, 806, 800	
サックスパー ホールディングス	100	812. 00	81, 200	
ベルーナ	200	628. 00	125, 600	
R o b o t H o m e	200	175. 00	35, 000	
大東建託	300	16, 430. 00	4, 929, 000	
いちご	1, 000	343. 00	343, 000	
日本駐車場開発	900	196. 00	176, 400	
スター・マイカ・ホールディングス	100	635. 00	63, 500	
S R Eホールディングス	100	2, 686. 00	268, 600	
A Dワークスグループ	100	238. 00	23, 800	
ヒューリック	2, 100	1, 499. 50	3, 148, 950	
野村不動産ホールディングス	500	3, 823. 00	1, 911, 500	
三重交通グループホールディングス	200	606. 00	121, 200	
サムティ	100	2, 477. 00	247, 700	
ディア・ライフ	100	953. 00	95, 300	
地主	100	2, 232. 00	223, 200	

プレサンスコーポレーション	200	1,640.00	328,000	
THE グローバル社	100	404.00	40,400	
JPMC	100	1,117.00	111,700	
フージャースホールディングス	100	1,089.00	108,900	
オープンハウスグループ	300	4,287.00	1,286,100	
東急不動産ホールディングス	2,700	953.30	2,573,910	
飯田グループホールディングス	800	2,201.50	1,761,200	
ビーロッド	100	970.00	97,000	
And Doホールディングス	100	1,058.00	105,800	
ケイアイスター不動産	100	3,235.00	323,500	
グッドコムアセット	100	742.00	74,200	
ジェイ・エス・ビー	100	2,521.00	252,100	
ロードスターキャピタル	100	2,000.00	200,000	
パーク 2 4	600	1,873.50	1,124,100	
パラカ	100	1,947.00	194,700	
三井不動産	4,100	3,551.00	14,559,100	
三菱地所	5,900	1,996.50	11,779,350	
平和不動産	200	3,825.00	765,000	
東京建物	800	2,138.00	1,710,400	
京阪神ビルディング	200	1,405.00	281,000	
住友不動産	1,300	4,289.00	5,575,700	
テーオーシー	100	728.00	72,800	
レオパレス 2 1	600	423.00	253,800	
スターツコーポレーション	100	2,954.00	295,400	
フジ住宅	100	719.00	71,900	
空港施設	100	596.00	59,600	
ゴールドクレスト	100	2,284.00	228,400	
日神グループホールディングス	100	516.00	51,600	
日本エスコン	100	959.00	95,900	
MIRARTHホールディングス	400	481.00	192,400	
イオンモール	500	1,808.00	904,000	
ランド	4,400	8.00	35,200	
カチタス	200	2,144.00	428,800	
トーセイ	100	2,003.00	200,300	
サンフロンティア不動産	100	1,706.00	170,600	
FJネクストホールディングス	100	1,157.00	115,700	

グランディハウス	100	626.00	62,600	
日本空港ビルデング	300	6,167.00	1,850,100	
明豊ファシリティワークス	100	818.00	81,800	
L I F U L L	300	185.00	55,500	
M I X I	200	2,426.00	485,200	
ジェイエイシーリクルートメント	400	645.00	258,000	
日本M&Aセンターホールディングス	1,500	777.20	1,165,800	
メンバーズ	100	968.00	96,800	
U T グループ	100	2,310.00	231,000	
オープンアップグループ	300	2,252.00	675,600	
コシダカホールディングス	300	1,085.00	325,500	
パソナグループ	100	2,582.00	258,200	
リンクアンドモチベーション	200	558.00	111,600	
エス・エム・エス	400	2,785.50	1,114,200	
パーソルホールディングス	9,600	249.70	2,397,120	
リニカル	100	537.00	53,700	
クックパッド	200	116.00	23,200	
エスクリ	100	293.00	29,300	
スタジオアリス	100	2,106.00	210,600	
総合警備保障	1,500	819.00	1,228,500	
カカクコム	600	1,721.50	1,032,900	
セントケア・ホールディング	100	1,007.00	100,700	
ルネサンス	100	891.00	89,100	
ディップ	200	3,175.00	635,000	
デジタルホールディングス	100	1,263.00	126,300	
新日本科学	100	1,789.00	178,900	
ベネフィット・ワン	300	2,110.00	633,000	
エムスリー	1,800	2,278.00	4,100,400	
ツカダ・グローバルホールディング	100	379.00	37,900	
アウトソーシング	600	1,731.00	1,038,600	
ウェルネット	100	569.00	56,900	
ディー・エヌ・エー	300	1,385.00	415,500	
博報堂D Yホールディングス	1,200	1,098.50	1,318,200	
ぐるなび	100	271.00	27,100	
タカミヤ	100	496.00	49,600	
ファンコミュニケーションズ	100	400.00	40,000	

エスプール	200	432.00	86,400	
WDBホールディングス	100	2,255.00	225,500	
ティア	100	470.00	47,000	
アドウェイズ	100	491.00	49,100	
バリューコマース	100	1,422.00	142,200	
インフォマート	1,000	474.00	474,000	
JPホールディングス	200	457.00	91,400	
CLホールディングス	100	855.00	85,500	
プレステージ・インターナショナル	400	601.00	240,400	
アミューズ	100	1,503.00	150,300	
クイック	100	2,522.00	252,200	
TAC	100	200.00	20,000	
電通グループ	900	3,720.00	3,348,000	
シーティーエス	100	680.00	68,000	
H. U. グループホールディングス	200	2,669.00	533,800	
アルプス技研	100	2,652.00	265,200	
サニックス	100	315.00	31,500	
日本空調サービス	100	820.00	82,000	
オリエンタルランド	4,900	5,274.00	25,842,600	
ダスキン	200	3,369.00	673,800	
明光ネットワークジャパン	100	778.00	77,800	
ファルコホールディングス	100	2,123.00	212,300	
ラウンドワン	900	565.00	508,500	
リゾートトラスト	400	2,470.00	988,000	
ビー・エム・エル	100	2,920.00	292,000	
リソー教育	500	230.00	115,000	
早稲田アカデミー	100	1,815.00	181,500	
ユー・エス・エス	1,000	2,830.00	2,830,000	
東京個別指導学院	100	449.00	44,900	
サイバーエージェント	2,100	888.60	1,866,060	
楽天グループ	8,000	648.20	5,185,600	
SBIグローバルアセットマネジメント	100	642.00	64,200	
テー・オー・ダブリュー	200	324.00	64,800	
フルキャストホールディングス	100	1,815.00	181,500	
エン・ジャパン	100	2,670.00	267,000	
テクノプロ・ホールディングス	500	3,668.00	1,834,000	

アイ・アールジャパンホールディングス	100	1, 515. 00	151, 500	
K e e P e r 技研	100	6, 720. 00	672, 000	
G u n o s y	100	744. 00	74, 400	
リブセンス	100	256. 00	25, 600	
ジャパンマテリアル	300	2, 362. 00	708, 600	
ベクトル	100	1, 095. 00	109, 500	
ウチヤマホールディングス	100	396. 00	39, 600	
チャーム・ケア・コーポレーション	100	1, 255. 00	125, 500	
I B J	100	685. 00	68, 500	
バリューHR	100	1, 491. 00	149, 100	
M&Aキャピタルパートナーズ	100	2, 377. 00	237, 700	
シグマクシス・ホールディングス	100	1, 365. 00	136, 500	
ウィルグループ	100	1, 192. 00	119, 200	
エスクロー・エージェント・ジャパン	100	143. 00	14, 300	
メドピア	100	707. 00	70, 700	
リクルートホールディングス	6, 900	5, 818. 00	40, 144, 200	
エラン	100	1, 064. 00	106, 400	
土木管理総合試験所	100	336. 00	33, 600	
ベルシステム24ホールディングス	100	1, 716. 00	171, 600	
鎌倉新書	100	520. 00	52, 000	
アトラエ	100	700. 00	70, 000	
ストライク	100	4, 465. 00	446, 500	
ソラスト	200	618. 00	123, 600	
セラク	100	1, 262. 00	126, 200	
インソース	200	850. 00	170, 000	
ベイカレント・コンサルティング	700	4, 742. 00	3, 319, 400	
O r c h e s t r a H o l d i n g s	100	1, 050. 00	105, 000	
アイモバイル	100	454. 00	45, 400	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	300	2, 328. 00	698, 400	
ウェルビー	100	837. 00	83, 700	
ミダックホールディングス	100	2, 071. 00	207, 100	
R P Aホールディングス	100	268. 00	26, 800	
プロレド・パートナーズ	100	345. 00	34, 500	
アンビスホールディングス	100	2, 915. 00	291, 500	
カーブスホールディングス	200	651. 00	130, 200	

フォーラムエンジニアリング	100	849.00	84,900	
F a s t F i t n e s s J a p a n	100	1,073.00	107,300	
ダイレクトマーケティングミックス	100	442.00	44,200	
アドバンテッジリスクマネジメント	100	489.00	48,900	
リロググループ	400	1,646.00	658,400	
東祥	100	844.00	84,400	
I D & E ホールディングス	100	3,445.00	344,500	
T R E ホールディングス	200	1,184.00	236,800	
人・夢・技術グループ	100	1,810.00	181,000	
N I S S O ホールディングス	100	803.00	80,300	
大栄環境	200	2,483.00	496,600	
日本管財ホールディングス	100	2,584.00	258,400	
エイチ・アイ・エス	300	1,843.00	552,900	
ラックランド	100	2,403.00	240,300	
共立メンテナンス	200	5,879.00	1,175,800	
イチネンホールディングス	100	1,593.00	159,300	
スペース	100	945.00	94,500	
燦ホールディングス	100	1,116.00	111,600	
東京都競馬	100	4,425.00	442,500	
カナモト	200	2,930.00	586,000	
ニシオホールディングス	100	4,080.00	408,000	
アゴーラ ホスピタリティー グループ	300	23.00	6,900	
トランス・コスモス	100	3,080.00	308,000	
乃村工藝社	400	873.00	349,200	
K N T - C T ホールディングス	100	1,321.00	132,100	
トーカイ	100	2,098.00	209,800	
セコム	1,000	10,375.00	10,375,000	
セントラル警備保障	100	2,504.00	250,400	
丹青社	200	885.00	177,000	
メイテックグループホールディングス	300	2,849.00	854,700	
応用地質	100	2,085.00	208,500	
船井総研ホールディングス	200	2,538.00	507,600	
学究社	100	2,051.00	205,100	
ベネッセホールディングス	300	2,635.00	790,500	
イオンディライト	100	3,580.00	358,000	
ダイセキ	200	3,935.00	787,000	

合 計	1, 191, 800		2, 721, 562, 580	
-----	-------------	--	------------------	--

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2024 年 1 月 31 日現在です。

【上場インデックスファンドTOPIX Ex-Financials】

【純資産額計算書】

I 資産総額	2,561,989,617円
II 負債総額	64,946,035円
III 純資産総額（I－II）	2,497,043,582円
IV 発行済口数	1,209,514口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2,064.5円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2024年1月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（2024年1月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行います。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（2024年1月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2024 年 1 月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	828	288,946
株式投資信託	779	248,855
単位型	302	9,397
追加型	477	239,458
公社債投資信託	49	40,090
単位型	36	1,013
追加型	13	39,077

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 64 期事業年度（2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 65 期中間会計期間（2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月5日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		42,427		42,036
有価証券		170		1,025
前払費用		932		908
未収入金		96	※4	410
未収委託者報酬		25,193		21,336
未収収益	※3	1,048	※3	589
関係会社短期貸付金		5,005		3,318
立替金		1,056		1,015
その他	※2	998	※2	1,233
流動資産合計		76,928		71,875
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	244	※1	245
器具備品	※1	153	※1	122
有形固定資産合計		397		367
無形固定資産				
ソフトウェア		335		390
無形固定資産合計		335		390
投資その他の資産				
投資有価証券		23,969		23,274
関係会社株式		22,366		22,366
長期差入保証金		652		375
繰延税金資産		3,678		448
投資その他の資産合計		50,667		46,465
固定資産合計		51,399		47,224
資産合計		128,328		119,099

(単位：百万円)

	第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	651	433
未払金	9,693	7,557
未払収益分配金	7	7
未払償還金	71	71
未払手数料	8,783	6,586
その他未払金	831	892
未払費用	※3 5,572	※3 4,227
未払法人税等	2,354	-
未払消費税等	※4 3,669	-
賞与引当金	3,958	2,563
役員賞与引当金	5	218
訴訟損失引当金	7,847	-
その他	1,330	647
流動負債合計	35,083	15,648
固定負債		
退職給付引当金	1,395	1,424
賞与引当金	423	437
役員賞与引当金	-	16
その他	390	181
固定負債合計	2,209	2,059
負債合計	37,292	17,708
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	68,901	79,307
利益剰余金合計	68,901	79,307
自己株式	△2,067	△2,067
株主資本合計	89,417	99,823
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,350	2,056
繰延ヘッジ損益	△731	△488
評価・換算差額等合計	1,618	1,567
純資産合計	91,035	101,391
負債純資産合計	128,328	119,099

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	94,938	73,998
その他営業収益	4,743	3,479
営業収益合計	99,682	77,477
営業費用		
支払手数料	42,026	30,699
広告宣伝費	987	755
公告費	1	3
調査費	23,000	17,479
調査費	1,042	1,170
委託調査費	21,932	16,282
図書費	25	26
委託計算費	598	581
営業雑経費	1,014	948
通信費	143	139
印刷費	308	309
協会費	52	56
諸会費	13	16
その他	494	427
営業費用計	67,628	50,469
一般管理費		
給料	11,759	9,818
役員報酬	156	314
役員賞与引当金繰入額	5	234
給料・手当	7,229	6,544
賞与	143	147
賞与引当金繰入額	4,225	2,577
交際費	22	56
寄付金	29	24
旅費交通費	66	205
租税公課	429	433
不動産賃借料	937	938
退職給付費用	394	383
退職金	169	155
固定資産減価償却費	172	183
福利費	1,171	1,097
諸経費	3,888	4,291
一般管理費計	19,042	17,588
営業利益	13,010	9,420

(単位：百万円)

	第 63 期		第 64 期	
	(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取利息		71		107
受取配当金	※ 1	5,257	※ 1	9,255
時効成立分配金・償還金		1		1
為替差益		1,548		—
その他		58		236
営業外収益合計		6,936		9,601
営業外費用				
支払利息		177		407
デリバティブ費用		49		389
有価証券償還損		—		6
時効成立後支払分配金・償還金		9		1
為替差損		—		342
その他		39		15
営業外費用合計		275		1,163
経常利益		19,672		17,858
特別利益				
投資有価証券売却益		253		427
子会社有価減資払戻益		1,445		—
訴訟損失引当金戻入額		—	※ 3	4,481
特別利益合計		1,699		4,909
特別損失				
投資有価証券売却損		132		347
固定資産処分損		0		0
訴訟損失引当金繰入額		7,847		—
特別損失合計		7,980		347
税引前当期純利益		13,391		22,420
法人税、住民税及び事業税		3,435		1,340
法人税等還付税額	※ 2	△329		—
法人税等調整額		△1,851		3,252
法人税等合計		1,255		4,593
当期純利益		12,136		17,826

(3) 【株主資本等変動計算書】

第 63 期（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	61,956	61,956	△2,067	82,472
当期変動額							
剰余金の配当				△5,191	△5,191		△5,191
当期純利益				12,136	12,136		12,136
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	6,944	6,944	－	6,944
当期末残高	17,363	5,220	5,220	68,901	68,901	△2,067	89,417

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	1,461	115	1,577	84,049
当期変動額				
剰余金の配当				△5,191
当期純利益				12,136
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	889	△847	41	41
当期変動額合計	889	△847	41	6,985
当期末残高	2,350	△731	1,618	91,035

第 64 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	68,901	68,901	△2,067	89,417
当期変動額							
剰余金の配当				△7,420	△7,420		△7,420
当期純利益				17,826	17,826		17,826
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	10,406	10,406	－	10,406
当期末残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	2,350	△731	1,618	91,035
当期変動額				
剰余金の配当				△7,420
当期純利益				17,826
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△294	242	△51	△51
当期変動額合計	△294	242	△51	10,355
当期末残高	2,056	△488	1,567	101,391

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)				
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法				
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>3 年～15 年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3 年～20 年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。	建物	3 年～15 年	器具備品	3 年～20 年
建物	3 年～15 年				
器具備品	3 年～20 年				
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。				
4 収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。 (2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。				

5 ヘッジ会計の方法	(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。 (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
(時価の算定に関する会計基準の適用) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。本会計基準適用指針の適用が当財務諸表に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
その他有価証券の為替リスクヘッジに係るヘッジ損益について、ヘッジ対象の損益認識時に繰延ヘッジ損益を純損益に計上するに当たり、前事業年度において、「為替差損益」に含めていましたが、金額的重要性が高まったことから、ヘッジの効果をより明瞭に表示するため当事業年度よりヘッジ対象の損益区分と同一区分である投資有価証券売却益あるいは投資有価証券売却損として表示することとしております。

(重要な会計上の見積り)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 当事業年度の財務諸表に計上した金額

訴訟損失引当金を 7,847 百万円計上しております。

2 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

訴訟について将来発生しうる損失の見込額を算出し、訴訟損失引当金として計上しています。

(2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

原告が主張する損害額に基づき、将来発生することが予想される損失の見積を行っています。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

当社では、現在までに想定しうる最善の仮定に基づき訴訟損失引当金を計上しておりますが、今後の経過により、翌事業年度において訴訟損失引当金の追加計上または取り崩しを行う可能性があります。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,390 百万円 器具備品 823 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 233 百万円 (流動負債) 未払費用 2,314 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 5 百万豪ドルを提供す る義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マ ネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務 を保証しております。	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,437 百万円 器具備品 879 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 263 百万円 (流動負債) 未払費用 1,778 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未収入金」に含めて表示しております。 ※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 448 百万円(5 百万豪 ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。

(損益計算書関係)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 5,194 百万円 ※ 2 法人税等還付税額 過年度の取引に関する法人税等の還付金相当額を 計上しています。	※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 9,241 百万円 ※ 3 訴訟損失引当金戻入額 原告との和解が成立したことにより、前事業年度 に計上した訴訟損失引当金から、和解金を控除した 額を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197, 012, 500	—	—	197, 012, 500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2, 860, 000	—	—	2, 860, 000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2011 年度 ストックオプション(1)	普通株式	432, 300	—	432, 300	—	—
2016 年度 ストックオプション(1)	普通株式	1, 016, 000	—	928, 000	88, 000	—
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	1, 772, 000	—	956, 000	816, 000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	2, 607, 000	—	1, 071, 000	1, 536, 000	—
合計		5, 827, 300	—	3, 387, 300	2, 440, 000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(1)88,000 株、2016 年度ストックオプション(2)816,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)847,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2017 年度ストックオプション(1)689,000 株は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021 年 5 月 25 日 取締役会	普通株式	5, 191	26. 74	2021 年 3 月 31 日	2021 年 6 月 29 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 5 月 27 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	7, 420	38. 22	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 27 日

第 64 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2016 年度 ストックオプション(1)	普通株式	88,000	—	88,000	—	—
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	816,000	—	599,000	217,000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,536,000	—	784,000	752,000	—
合計		2,440,000	—	1,391,800	969,000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)217,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)752,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 5 月 27 日 取締役会	普通株式	7,420	38.22	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 5 月 26 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	5,092	26.23	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 27 日

(リース取引関係)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	911 百万円	1 年内	899 百万円
1 年超	4,324 百万円	1 年超	3,425 百万円
合計	5,236 百万円	合計	4,324 百万円

(金融商品関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下、「時価算定適用指針」という。）第26項に従い経過措置を適用した投資信託及び市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額 (*4)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引(*1)				
株式関連 (*2)	△262	—	—	△262
通貨関連 (*3)	—	△1,066	—	△1,066
デリバティブ取引計	△262	△1,066	—	△1,329

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち△262百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△1,066百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(※4) 時価算定適用指針に従い、経過措置を適用した投資信託は上記に含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は有価証券に170百万円、投資有価証券に23,952百万円となります。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用することから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	42,427			
未収委託者報酬	25,193			
未収収益	1,048			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	170	345	8,874	19
合計	68,839	345	8,874	19

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 其他有価証券 投資信託	6,238	18,045	—	24,283
資産計	6,238	18,045	—	24,283
デリバティブ取引(*1) 株式関連(*2)	△246	—	—	△246
通貨関連(*3)	—	△352	—	△352
デリバティブ取引計	△246	△352	—	△599

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち△246百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△352百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	42,036			
未収委託者報酬	21,336			
未収収益	589			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1,025	204	4,520	10
合計	64,987	204	4,520	10

(有価証券関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	20,934	17,366	3,568
	小計	20,934	17,366	3,568
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	3,188	3,369	△180
	小計	3,188	3,369	△180
合計		24,123	20,735	3,387

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	3,079	253	△132
合計	3,079	253	△132

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	17,219	13,860	3,359
	小計	17,219	13,860	3,359
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	7,063	7,459	△395
	小計	7,063	7,459	△395
合計		24,283	21,319	2,963

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	11,194	1,349	△221
合計	11,194	1,349	△221

(デリバティブ取引関係)

第 63 期(2022 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建 買建	2,306 -	- -	△ 262 -	△ 262 -
合計		2,306	-	△ 262	△ 262

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建 米ドル	4,708	-	△ 293	△ 293
合計		4,708	-	△ 293	△ 293

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		5,445	-	△367
	豪ドル		222	-	△20
	香港ドル		1,097	-	△59
	人民元		5,185	-	△324
	ユーロ		35	-	△0
合計			11,986	-	△772

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 64 期(2023 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,970	-	△ 246	△ 246
合計		10,970	-	△ 246	△ 246

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 シンガポ ールドル	3,275	-	△ 24	△ 24
合計		3,275	-	△ 24	△ 24

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,132	-	△280
	豪ドル		105	-	0
	香港ドル		699	-	△34
	人民元		5,822	-	△1
	ユーロ		234	-	△10
合計			12,994	-	△328

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 5,312	(1) 関連会社に対する投資の金額 5,326
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 15,942	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 16,722
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,964	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,185

(退職給付関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,429
勤務費用	143
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	△12
退職給付の支払額	△211
退職給付債務の期末残高	1,352

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,352
未積立退職給付債務	1,352
未認識数理計算上の差異	43
貸借対照表に計上された負債の額	1,395
退職給付引当金	1,395
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	143
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用	150

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.3%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、244 百万円でありました。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,352
勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の発生額	△16
退職給付の支払額	△107
退職給付債務の期末残高	1,366

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,366
未積立退職給付債務	1,366
未認識数理計算上の差異	58
貸借対照表に計上された負債の額	1,424
退職給付引当金	1,424
貸借対照表に計上された負債の額	1,424

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の費用処理額	△1
確定給付制度に係る退職給付費用	136

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 割引率	0.6%
--------------------------------	------

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、247 百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 6, 101, 700 株	普通株式 4, 437, 000 株
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利確定条件	2013 年 10 月 7 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2018 年 7 月 15 日 (以下「権利行使可 能初日」といいます。)、当該権利行 使可能初日から 1 年経過した日の翌 日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則とし て従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2013 年 10 月 7 日から 2021 年 10 月 6 日まで	2018 年 7 月 15 日から 2026 年 7 月 31 日まで

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4, 409, 000 株	普通株式 4, 422, 000 株
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利確定前(株)		
期首	432,300	1,016,000
付与	0	0
失効	432,300	928,000
権利確定	0	0
権利未確定残	—	88,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	1,772,000	2,607,000
付与	0	0
失効	956,000	1,071,000
権利確定	0	0
権利未確定残	816,000	1,536,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利行使価格(円)	737(注) 3	558
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 1,222 百万円
- 3 株式公開価格が 737 円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4,437,000 株	普通株式 4,409,000 株
付与日	2016 年 7 月 15 日	2017 年 4 月 27 日
権利確定条件	2018 年 7 月 15 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使可 能初日」といいます。)、当該権利行 使可能初日から 1 年経過した日の翌 日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則とし て従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2018 年 7 月 15 日から 2026 年 7 月 31 日まで	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで

	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4,422,000 株
付与日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2016 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(2)
付与日	2016 年 7 月 15 日	2017 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	88,000	816,000
付与	0	0
失効	88,000	539,000
権利確定	0	0
権利未確定残	—	217,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)	
期首	1,536,000
付与	0
失効	784,000
権利確定	0
権利未確定残	752,000
権利確定後(株)	
期首	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
権利未行使残	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(2)
付与日	2016 年 7 月 15 日	2017 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	558	553
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 344 百万円

(税効果会計関係)

第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)
	繰延税金資産		繰延税金資産
	賞与引当金		賞与引当金
	投資有価証券評価損		投資有価証券評価損
	関係会社株式評価損		関係会社株式評価損
	退職給付引当金		退職給付引当金
	固定資産減価償却費		固定資産減価償却費
	繰延ヘッジ損益		繰延ヘッジ損益
	訴訟損失引当金		その他
	その他		繰延税金資産小計
	繰延税金資産小計		評価性引当金
	評価性引当金(注)		繰延税金資産合計
	繰延税金資産合計		
			繰延税金負債
	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金
	その他有価証券評価差額金		その他
	その他		繰延税金負債合計
	繰延税金負債合計		繰延税金資産の純額
	繰延税金資産の純額		
(注)関係会社株式評価損に係る繰延税金資産から控除した評価性引当金が、在外子会社の減資により 1,377 百万円減少しております。			
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
	法定実効税率		法定実効税率
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目		交際費等永久に損金に算入されない項目
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目		受取配当金等永久に益金に算入されない項目
	評価性引当金の減少		その他
	その他		税効果会計適用後の法人税等の負担率
	税効果会計適用後の法人税等の負担率		

(関連当事者情報)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	232,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の貸付 (米国ドル 貨建) (注 1)	—	関係会社 短期 貸付金	2,019 (USD 16,500 千)
							貸付金利息 (米国ドル 貨建) (注 1)	44 (USD 397 千)	未収収益	10 (USD 86 千)
							資金の返済 (円貨建) (注 1)	577	関係会社 短期 貸付金	—
							貸付金利息 (円貨建) (注 1)	3	未収収益	—
							資金の貸付 (シンガポール ドル貨建) (注 1)	2,788 (SGD 33,000 千)	関係会社 短期 貸付金	2,985 (SGD 33,000 千)
							貸付金利息 (シンガポール ドル貨建) (注 1)	23 (SGD 266 千)	未収収益	23 (SGD 266 千)
							減資 (注 2)	9,149 (SGD 110,000 千)	—	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	3,788 (USD 34,000 千)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠 5,300 百万円 (若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2 Nikko Asset Management International Limited の行った 110,000 千株の減資により、当社は資金の払戻を受けております。
- 3 Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2021 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	34,450 百万円
負債合計	6,257 百万円
純資産合計	28,192 百万円

営業収益	18,176 百万円
税引前当期純利益	5,587 百万円
当期純利益	3,956 百万円

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	232,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の貸付 (シンガポールド ル貨建) (注 1)	—	関係会社 短期 貸付金	3,318 (SGD 33,000 千)
							貸付金利息 (シンガポールド ル貨建) (注 1)	103 (SGD 1,043 千)	未収収益	55 (SGD 551 千)
							資金の返済 (米国ドル貨建) (注 2)	2,019 (USD 16,500 千)	関係会社 短期 貸付金	—
							貸付金利息 (米国ドル貨建) (注 2)	3 (USD 26 千)	未収収益	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	7,795 (USD 58,000 千)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
2. 融資枠 5,300 百万円（若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨）、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました（決定方針等を 2022 年 8 月 26 日付にて上記 1 に変更しております）。
3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2022 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	34,828 百万円
負債合計	5,655 百万円
純資産合計	29,173 百万円

営業収益	15,864 百万円
税引前当期純利益	4,191 百万円
当期純利益	3,159 百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	468 円 88 銭	522 円 22 銭
1株当たり当期純利益金額	62 円 50 銭	91 円 81 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
当期純利益 (百万円)	12,136	17,826
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	12,136	17,826
普通株式の期中平均株式数 (千株)	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016 年度ストックオプション (1) 88,000 株、2016 年度ストックオプション (2) 816,000 株、2017 年度ストックオプション (1) 1,536,000 株	2016 年度ストックオプション (2) 217,000 株、2017 年度ストックオプション (1) 752,000 株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額 (百万円)	91,035	101,391
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	91,035	101,391
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株)	194,152	194,152

(重要な後発事象)

当社は 2022 年 12 月 21 日付け株式売買契約書に基づき、星州子会社の日興アセットマネジメントインターナショナルが保有する関連会社 AHAM アセットマネジメント Berhad の 20%の株式を、2023 年 4 月 19 日に 13,412 百万円で取得しました。

中間財務諸表等
(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第 65 期中間会計期間
(2023 年 9 月 30 日)

資産の部		
流動資産		
現金・預金		31,751
金銭の信託		2,500
有価証券		78
未収委託者報酬		16,602
未収収益		940
その他	※ 2	3,797
流動資産合計		55,670
固定資産		
有形固定資産	※ 1	330
無形固定資産		389
投資その他の資産		
投資有価証券		24,116
関係会社株式		37,647
長期差入保証金		338
繰延税金資産		240
投資その他の資産合計		62,343
固定資産合計		63,063
資産合計		118,734

(単位：百万円)

第 65 期中間会計期間
(2023 年 9 月 30 日)

負債の部

流動負債

未払金	8,446
未払費用	3,085
未払法人税等	1,334
未払消費税等	※ 3 575
賞与引当金	1,383
役員賞与引当金	162
その他	1,230
流動負債合計	16,218

固定負債

退職給付引当金	1,458
賞与引当金	397
役員賞与引当金	40
その他	170
固定負債合計	2,067

負債合計

18,286

純資産の部

株主資本

資本金	17,363
資本剰余金	
資本準備金	5,220
資本剰余金合計	5,220

利益剰余金

その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	77,549
利益剰余金合計	77,549

自己株式	△2,067
------	--------

株主資本合計	98,066
--------	--------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	3,457
繰延ヘッジ損益	△1,075
評価・換算差額等合計	2,381

純資産合計	100,447
-------	---------

負債純資産合計	118,734
---------	---------

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)		
営業収益		
委託者報酬		37,779
その他営業収益		1,652
営業収益合計		39,431
営業費用及び一般管理費	※ 1	35,014
営業利益		4,416
営業外収益	※ 2	1,245
営業外費用	※ 3	1,458
経常利益		4,203
特別利益	※ 4	501
特別損失	※ 5	99
税引前中間純利益		4,605
法人税等	※ 6	1,270
中間純利益		3,335

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 65 期中間会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△ 2,067	99,823
当中間期変動額							
剰余金の配当				△ 5,092	△ 5,092		△ 5,092
中間純利益				3,335	3,335		3,335
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	—	—	—	△ 1,757	△ 1,757	—	△ 1,757
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	77,549	77,549	△ 2,067	98,066

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,056	△ 488	1,567	101,391
当中間期変動額				
剰余金の配当				△ 5,092
中間純利益				3,335
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)	1,400	△ 587	813	813
当中間期変動額合計	1,400	△ 587	813	△ 943
当中間期末残高	3,457	△ 1,075	2,381	100,447

注記事項
(重要な会計方針)

項目	第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 (2) 金銭の信託 時価法 (3) デリバティブ 時価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
4 収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行业務の内容及び当該履行业務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算さ

	れ、日次で収益を認識しております。 (2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。 (3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。
5 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引細則等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。 (2) 税金費用の計算方法 税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間貸借対照表関係)

第 65 期中間会計期間 (2023 年 9 月 30 日)	
※ 1	有形固定資産の減価償却累計額 2,354 百万円
※ 2	信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※ 3	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※ 4	保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティールワイ・リミテッド（旧社名「日興AMエクイティーズ・オーストラリア・ピーティールワイ・リミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大 480 百万円（5 百万豪ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。

(中間損益計算書関係)

第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	
※ 1	減価償却実施額 有形固定資産 46 百万円 無形固定資産 50 百万円
※ 2	営業外収益のうち主要なもの 受取利息 16 百万円 受取配当金 1,205 百万円
※ 3	営業外費用のうち主要なもの 支払利息 255 百万円 為替差損 184 百万円 デリバティブ費用 1,017 百万円
※ 4	特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 501 百万円
※ 5	特別損失のうち主要なもの 投資有価証券売却損 97 百万円
※ 6	中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	197, 012, 500	—	—	197, 012, 500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	2, 860, 000	—	—	2, 860, 000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会 計期間末 残高 (百万円)
		当事業 年度期首	当中間 会計期間 増加	当中間 会計期間 減少	当中間 会計期間末	
2016 年度 ストックオプション (2)	普通株式	217, 000	—	96, 000	121, 000	—
2017 年度 ストックオプション (1)	普通株式	752, 000	—	406, 000	346, 000	—
合計		969, 000	—	502, 000	467, 000	—

(注) 1 当中間会計期間の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)121,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)346,000 株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 5 月 26 日 取締役会	普通株式	5, 092	26. 23	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	
オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	911 百万円
1 年超	3,049 百万円
合計	3,961 百万円

(金融商品関係)

第 65 期中間会計期間(2023 年 9 月 30 日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	—	2,500	—	2,500
有価証券				
其他有価証券				
投資信託	6,821	17,357	—	24,178
資産計	6,821	19,857	—	26,678
デリバティブ取引(※1、2)				
株式関連	242	—	—	242
通貨関連	—	△685	—	△685
デリバティブ取引計	242	△685	—	△442

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち 242 百万円は、中間貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。また通貨関連のデリバティブ取引のうち 685 百万円は、流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注１) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル２の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル１の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(注２) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

(有価証券関係)

第 65 期中間会計期間(2023 年 9 月 30 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であり、(金融商品関係) 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項(注 2)に記載のとおりであります。

2 その他有価証券

(単位: 百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	22,320	17,117	5,202
	小計	22,320	17,117	5,202
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	1,858	2,078	△220
	小計	1,858	2,078	△220
合計		24,178	19,195	4,982

(注) 1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式(中間貸借対照表計上額 16 百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

第 65 期中間会計期間(2023 年 9 月 30 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	13,289	-	242	242
合計		13,289	-	242	242

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引	投資有価証券			
	売建				
	米ドル		6,055	—	△528
	豪ドル		124	—	△2
	ユーロ		344	—	△7
	香港ドル		527	—	△53
	人民元	2,876	—	△93	
合計			9,928	—	△685

(持分法損益等)

第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	5,339 百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	16,494 百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,148 百万円

(収益認識関係)

第 65 期中間会計期間(2023 年 9 月 30 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益の計上基準」に記載の通りです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ストックオプション等関係)

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

[関連情報]

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無い場合、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無い場合、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	517 円 36 銭
1 株当たり中間純利益金額	17 円 17 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
中間純利益 (百万円)	3,335
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間純利益 (百万円)	3,335
普通株式の期中平均株式数 (千株)	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016 年度ストックオプション(2)121,000 株、 2017 年度ストックオプション(1)346,000 株

3 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 65 期中間会計期間 (2023 年 9 月 30 日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	100,447
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額 (百万円)	100,447
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数 (千株)	194,152

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

<約 款>

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第3条 委託者は、金10億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金5兆円を限度として信託金を追加することができます。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第53条、第54条第1項、第55条第1項および第57条第2項の規定によりこの信託を終了させる場合があります。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

② 受託者は、前項の受益者について、その氏名または名称および住所その他受託者が定める事項を、第17条の受益者名簿に名義登録するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第3条第1項による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託金の計算方法と計理処理)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② 追加信託にあっては、追加信託金と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

(基準価額の計算方法)

第9条 この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 第31条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(追加日時異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関

（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1,000口以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位をもって取得の申込を取り扱うことができますものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がこの信託の計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。

- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は1口につき1,000円とします。

- ⑤ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、取得申込時において、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を当該取得申込者から徴することができるものとします。

- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（金融商品取引所への上場）

第14条 委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得た上で、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。

- ② 委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数

の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（受益者名簿の作成と名義登録）

第17条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、計算期間終了日および信託終了日現在において、社振法等関係法令、諸規則に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称および住所その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成を委託することができます。

- ② 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して前項の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社は前項に規定する登録を受託者（受託者が前項において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行なうことができます。

（投資の対象とする資産の種類）

第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第24条、第25条および第26条に定めるものに限ります。）
3. 金銭債権
4. 約束手形

- ② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第19条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
11. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの

12. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
13. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
14. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
15. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
16. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第9号および第15号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号の証券ならびに第9号および第15号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第3項および第32条において同じ。）、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条ならびに第19条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

- ② 前項の取扱いは、第22条から第29条まで、第31条、第35条から第37条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

- ③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

- ④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第18条ならびに第19条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第29条まで、第31条、第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

- ⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3

項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。

1. この信託は、信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を対象インデックス（この信託では、「TOPIX Ex-Financials」を対象インデックスとします。）の変動率に一致させることを目指して、「TOPIX Ex-Financials」に採用されている株式に投資を行ないます。
2. 次に掲げる場合には、第1号の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。
 - イ. TOPIX Ex-Financialsの計算方法が変更された場合
 - ロ. TOPIX Ex-Financialsに採用されている銘柄の変更または資本異動等により、TOPIX Ex-Financialsにおける個別銘柄の時価総額の修正が行なわれた場合
 - ハ. 追加信託ならびに一部解約の指図を行なう場合
 - ニ. その他連動性を維持するために委託者が必要と認めた場合
3. 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、TOPIX Ex-Financialsへの連動率を向上させるため、資金動向に応じて第24条に規定する有価証券指数等先物取引等を行なう場合があります。
4. ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
5. 株式への投資割合には、制限を設けません。
6. 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
7. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
8. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(投資する株式等の範囲)

第22条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第24条 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取

引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第25条 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第26条 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 3. 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（公社債の空売りの指図範囲）

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産

総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第31条 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第31条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(信託業務の委託等)

第32条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第33条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券の売却等の指図）

第35条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第36条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第40条 この信託の計算期間は、毎年1月9日から7月8日までおよび7月9日から翌年1月8日までとします。ただし、第1計算期間は2013年9月24日から2014年1月8日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことの

できない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、第1号から第7号までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
4. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. 運用報告書および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
7. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. 格付の取得に要する費用
9. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
10. 受益権の上場に係る費用
11. 「TOPIX Ex-Financials」その他これに類する標章の使用料

③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。

⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第40条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

(信託報酬等の額)

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の8.8以内の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(その他報酬の額)

第44条 委託者および受託者は、以下により計算された額の報酬を受けることができます。

1. 第27条に規定する有価証券の貸付の指図を行なった場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。ただし、有価証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額

が負の場合は、零とします。)とします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額

- ② 前項の報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ③ 第1項の報酬に係る消費税等に相当する金額を、報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第45条 信託財産から生ずる配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において諸経費、第43条および第44条に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、諸経費、第43条および第44条に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。

- ② 毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

1. 有価証券売買益(評価益を含む)、先物取引等取引益(評価益を含む)、追加信託差益金、解約差益金
2. 有価証券売買損(評価損を含む)、先物取引等取引損(評価損を含む)、追加信託差損金、解約差損金

(一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、一部解約金については第47条第6項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等の一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第47条 収益分配金は、計算期間終了日現在において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日現在における受益者(以下「名義登録受益者」といいます。)として、当該名義登録受益者に支払います。

- ② 前項に規定する収益分配金の支払いは、原則として受託者が、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第17条第2項に規定する会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。

- ③ 償還金は、信託終了日現在において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者として、当該名義登録受益者に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 前項に規定する償還金の支払いは、原則として受託者または第17条第2項に規定する会員が、信託終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該償還金を振り込む方式により行なうものとします。

- ⑤ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第17条第1項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

- ⑥ 一部解約金は、第49条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑦ 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行なうものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第48条 受益者が、収益分配金については第47条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第47条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第49条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1,000口以上1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

③ 前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がこの信託の計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、一部解約の実行の請求日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。

④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

⑥ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、受益者が第1項の解約の実行を請求したときは、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

⑦ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

（一部解約金の計算方法と計理処理）

第50条 一部解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② 前条に定める受益権の一部解約にあつては、一部解約金と元本に相当する金額との差額を解約差金として処理します。

（受益権の買取り）

第51条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、受益者の保有する受益権口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、受益者の請求に基づいて当該受益権を買取ります。

② 前項の受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額とします。

③ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第1項の規定により受益権の買取りを行なうときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

④ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消すことができます。

⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取約定日として、第2項の規定に準じて計算されたものとし、第3項の規定を準用するものとします。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第52条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第53条 委託者は、信託期間中において、純資産総額が5億円を下ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

② 委託者は、信託期間中において以下の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合

2. TOPIX Ex-Financialsが廃止された場合

3. TOPIX Ex-Financialsの計算方法の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第58条第4項の規定を満たさず、行なわれないこととなった場合

なお、第1号に掲げる事由について、すべての金融商品取引所において上場が廃止された場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの契約を解約する場合、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第54条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第58条の規定に従うものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第55条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条第4項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第56条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第57条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第58条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託

者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求権）

第59条 第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第60条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第61条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。
www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第62条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

- 第1条 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ② 第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2013年 9月24日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
受託者 三井住友信託銀行株式会社

